

障^{がい}碍福祉課での説明が終わりましたら、必要に応じて次の手続きをしてください。

	窓 口	必要な手続き	備 考
☐	医療助成課 (2階)	障害者(児)医療費助成 高齢障害者医療費助成 (9 ページ)	・ 障害者手帳 ・ 健康保険証、資格確認書、マイナ保険証 ・ 本人名義の口座がわかるもの（後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方） ※転入等により宝塚市で所得がわからない方は、他に必要書類があるため、医療助成課へお問い合わせください。
☐	子育て応援課 (2階)	特別児童扶養手当 (15 ページ)	
☐	窓口サービス課 (2階)	障害基礎年金 (17 ページ)	
☐	西宮税務署 市民税課(2階)	所得税・住民税控除 (20 ページ)	
☐	伊丹県税事務所	自動車税減免 (21 ページ)	
☐	市民税課 (2階)	軽自動車税減免 (23 ページ)	
☐	障 ^{がい} 碍福祉課 (1階)	福祉タクシー基本料金助成 (25 ページ)	
☐	障 ^{がい} 碍福祉課 (1階)	有料道路通行料金割引 (26 ページ)	
☐	障 ^{がい} 碍福祉課 (1階)	NHK放送受信料免除 (27 ページ)	
☐	宝塚警察署	駐車禁止除外指定車標章 (33 ページ)	
☐	介護保険課 (2階)	介護保険制度 (35 ページ)	

○本ハンドブックでは、「障害」の表記は、法律の条文からの引用、固有名詞である場合を除き、市の所管部分については、「障^{がい}碍」又は「障^{がい}碍(がい)」としています。碍には「さまたげ」や「バリア」の意味がありますが、このバリアは、個人の心身機能が原因で生じるものではなく、道路や施設、制度、慣習や差別的な観念など社会的障壁との相互作用によって創り出されているもので、この社会的障壁を取り除き、誰もが人格と個性を尊重し支えあう暮らしやすい社会の実現を図るため、表現を改めました。



※市ホームページからもハンドブックをご覧ください。

目 次

障害(がい)程度別制度一覧	1
1. 障害者手帳	
身体障害者手帳	2
療育手帳	5
精神障害者保健福祉手帳	6
2. 医療	
障害者(児)医療費助成・高齢障害者医療費助成	9
自立支援医療	9
特定疾病療養受療証	11
特定医療費(指定難病)等	11
障害(がい)者(児)歯科診療事業	13
3. 手当・年金等	
特別障害者手当	14
障害児福祉手当	14
介護手当	15
特別児童扶養手当	15
児童扶養手当	15
兵庫県心身障害者扶養共済制度	16
障害基礎年金	17
障害厚生年金	18
特別障害給付金	18
障害(がい)者特別給付金	19
4. 税の軽減	
所得税・市・県民税(住民税)	20
事業税・相続税・贈与税	21
自動車税種別割・自動車税環境性能割 ・軽自動車税環境性能割	21
軽自動車税(種別割・環境性能割)	23
マル優制度	23
5. 公共料金などの割引	
鉄道運賃	24
バス運賃	24
国内航空運賃・汽船運賃	24
タクシー運賃	25
福祉タクシー基本料金助成	25
リフト付タクシー料金助成	26
有料道路通行料金	26
NHK放送受信料	27
無料電話番号案内(ふれあい案内)	28
NTTファックス104・115(有料)	28
携帯電話料金等	28
市立駐車場使用料	28
市立自転車駐車場(駐輪場)の定期使用料	29
各種施設の利用料金	29
宝塚市立スポーツセンタープール利用料金	29
伊丹市立障害者福祉センタープール利用料金	30
青い鳥郵便葉書の無償配付	30
6. 自動車	
自動車運転免許取得費の助成	32
自動車改造費の助成	32
駐車禁止除外指定車標章交付	33
兵庫県ゆずりあい駐車場	34
7. 介護保険制度と障害福祉制度	35
8. 日常生活の援助	
障害福祉サービス	37
障害児通所支援	40
移動支援(ガイドヘルプ)	40
日中一時支援	41
入院時コミュニケーション支援	41
地域活動支援センター	41
訪問理容美容サービス	42
視覚障害(がい)者生活訓練	42
宿泊訓練室	42
訪問入浴サービス	42
訪問指導	43

きずな収集(福祉収集)	43
粗大ごみの運び出し収集	43
補装具費の支給	44
日常生活用具の給付	44
軽・中度難聴児補聴器購入費の助成	50
介護機器の貸し出し	50
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	50
住宅改造資金の助成	51
自動車事故対策機構による介護料の支給	51
9. 緊急時の通報など	
ファックス110番	52
110番アプリ	52
聴覚障害(がい)者緊急通報システム(FAX119)	52
NET118	53
NET119	53
障害(がい)者安心キットの配布	53
夜間・休日等の緊急時の支援	53
緊急通報システム	54
災害時の避難所	54
災害時要援護者支援制度	55
10. 資金の貸付	
生活福祉資金	56
在宅重度障害者生活環境改善資金貸付制度	56
11. 社会参加・文化など	
手話通訳者設置	57
手話通訳者・要約筆記者派遣	57
電話リレーサービス	57
身体障害者補助犬の貸付(県)	57
ヘルプマーク・ヘルプカード	58
郵便投票	58
市立図書館の障害(がい)者サービス	58
市発送郵便物の発送元点字シールの貼付	59
12. 就労の促進	
阪神北障害者就業・生活支援センター	60
宝塚市障害(がい)者就労支援センター	60
西宮公共職業安定所(ハローワーク西宮)	61
兵庫県立障害者高等技術専門学院	61
国立県営兵庫障害者職業能力開発校	61
阪神友愛食品(株)能力開発センター	62
13. 相談の窓口	
基幹相談支援センター	63
委託相談支援事業所	63
高齢者・障害(がい)者権利擁護支援センター	65
宝塚市障害者虐待防止センター	65
障害(がい)を理由とする差別の相談窓口	65
市立健康センター	65
市立子ども発達支援センター	65
教育委員会事務局	66
兵庫県身体障害者更生相談所	67
兵庫県知的障害者更生相談所	67
兵庫県川西こども家庭センター	67
ひょうご発達障害者支援センタークローバー宝塚ランチ	67
兵庫県宝塚健康福祉事務所(宝塚保健所)	68
兵庫県精神保健福祉センター	68
兵庫県こころのケアセンター相談室	68
兵庫県いのちと心のサポートダイヤル	68
兵庫県医療的ケア児支援センター	69
宝塚市社会福祉協議会	69
宝塚ボランティアプラザ zukavo	69
ひょうご盲ろう者支援センター	69
障害者ほっとライン	70
地域包括支援センター	70
身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員	70
民生委員・児童委員	70
宝塚市内にある障害(がい)者等の団体	71

障 碍 程 度 別 制 度 一 覧

制 度		障 碍 種 別 ・ 等 級	身 体 障 碍						知 的 障 碍			精 神 障 碍			所 得 制 限	本 文 頁
			1	2	3	4	5	6	A	B	1	B	2	1		
医 療	障害者（児）医療費助成	○	○	○	○			○	○			○	○		有	9
	高齢障害者医療費助成	○	○	○	○			○	○			○	○		有	9
	自立支援医療	△	△	△	△	△	△	△	△	△		○	○	○	有	9
手 当 ・ 年 金	特別障害者手当	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有	14
	障害児福祉手当	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有	14
	介護手当	△	△					△							有	15
	特別児童扶養手当	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	有	15
	児童扶養手当	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有	15
	兵庫県心身障害者扶養共済制度	△	△	△				△	△	△	△	△	△	△		16
	障害基礎年金・障害厚生年金	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		17
税	所得税、市・県民税（住民税）の軽減	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		20
	事業税・相続税・贈与税の軽減	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△		21
	自動車税等の軽減	△	△	△	△	△	△	△	△			△				21
公 共 料 金 の 割 引	鉄道・バス運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○		△	△	△		24
	タクシー運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○						25
	福祉タクシー基本料金助成	○	○	△				○				○			有	25
	リフト付タクシー料金助成事業	△	△	△				△				△				26
	有料道路通行料金の割引	○	○	△	△	△	△	○								26
	NHK受信料の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△		27
自 動 車	自動車運転免許取得費の助成	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	有	32
	自動車改造費の助成	△	△	△	△	△	△								有	32
	駐車禁止除外指定車標章交付	○	○	△	△			○				○				33
	兵庫県ゆずりあい駐車場	○	○	△	△	△	△	○				○				34
日 常 生 活 の 援 助	障害福祉サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		37
	移動支援	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△		40
	日中一時支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		41
	地域活動支援センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		41
	視覚障害者生活訓練	△	△	△	△	△	△									42
	補装具費の支給	△	△	△	△	△	△								有	44
	日常生活用具の給付	△	△	△	△	△	△	△				△			有	44
	住宅改造資金の助成	△	△	△	△	△	△	△	△	△					有	51
	手話通訳者・要約筆記者派遣	△	△	△	△	△	△									57
郵便投票	△	△	△												58	

- この表は、主な障害福祉制度を障 碍 ・ 等級別に紹介したものです。
- 障 碍 程度等によって対象となる場合とならない場合があります。○印はおおむね対象となり、△印は一部のみ対象となります。ただし、各制度には、所得・年齢・障 碍 部位等の制限がありますので、それぞれ本文をご覧ください。
- この表では説明しきれない内容もありますので、必ず本文をご覧になり、各窓口で詳細をご確認ください。
- このハンドブックに記載された内容は、令和6年（2024年）10月1日現在のものです。
- 本文中に掲載の電話番号で、市外局番のないものは「0797」です。

1.障害者手帳

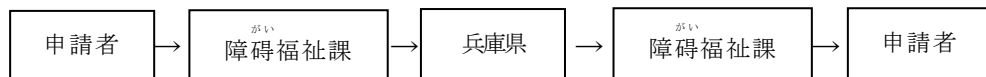
身体障害者手帳

身体障害者障害程度等級表の1級（重度）から6級（軽度）までに該当する方に交付されます。

【申請】

障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）

【申請の流れ】



※ 手帳の交付を申請されますと、提出された診断書をもとに、兵庫県が必要な審査・判定を行います。判定に疑義のある場合は、兵庫県社会福祉審議会に諮問されます。

※ 手帳の交付までには、通常3か月～4か月程度かかりますが、診断書の内容等により、それ以上時間のかかる場合もあります。3歳以下のお子様は、兵庫県社会福祉審議会に諮問されますので、手帳発行まで6か月以上かかる場合があります。

【必要書類】

① 新規交付

- ・身体障害者手帳交付申請書
- ・診断書（指定医師が所定の様式に記入したもの）
- ・写真（縦4cm×横3cm、障害者本人の上半身）1枚

※ 写真の形状や紙質によりお受けできないことがあります。また、半年以内に撮影されたものをご用意ください。

- ・印鑑（署名でも可）

② 再交付

手帳の交付を受けた後、障害の程度が変わったり、手帳を紛失したり、破損したときは、再交付の申請をする必要があります。

種 類	申請書	写 真	診断書	旧手帳（写）	印 鑑（署名でも可）
等級変更	○	○	○	○	○
紛 失	○	○	—	—	○
破 損	○	○	—	○	○

※ 現在、手帳をお持ちの方で住所、氏名を変更したときは、30日以内に障害福祉課へ手帳を添えて届け出てください。

【手帳の返還】

手帳の交付を受けた方が死亡された場合または障害が法に定める基準に該当しなくなったときは、手帳を返還してください。

身体障害者障害程度等級表（太実線より上は第1種を、下は第2種を表わす。）

級別	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音 声 機 能 言 語 機 能 又 は そ し や く 機 能 の 障 害	肢 体 不 自	
		聴 覚 障 害	平 衡 機 能 障 害		上 肢	下 肢
1級 18点	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級 11点	1 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I / 4 指標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（I / 2 指標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 1上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級 7点	1 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 1上肢の機能の著しい障害 4 1上肢のすべての指を欠くもの 5 1上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 1下肢の機能を全廃したもの
4級 4点	1 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したもの 4 1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の4指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 1下肢の機能の著しい障害 5 1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 1下肢が健側に比して 10 センチメートル以上又は健側の長さの 10分の1以上短いもの
5級 2点	1 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害 3 1上肢のおや指を欠くもの 4 1上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害	1 1下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 1下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 1下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの 15分の1以上短いもの
6級 1点	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	1 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 1側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの			1 1上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したもの	1 1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 1下肢の足関節の機能の著しい障害
7級 0.5点					1 1上肢の機能の軽度の障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 3 1上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害 5 1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 1下肢の機能の軽度の障害 3 1下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 4 1下肢のすべての指を欠くもの 5 1下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 1下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの 20分の1以上短いもの
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは当該等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を勘案して、当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害も含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるふし下端までを計測したものをいう。					

由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
	上肢機能	移動機能							
体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

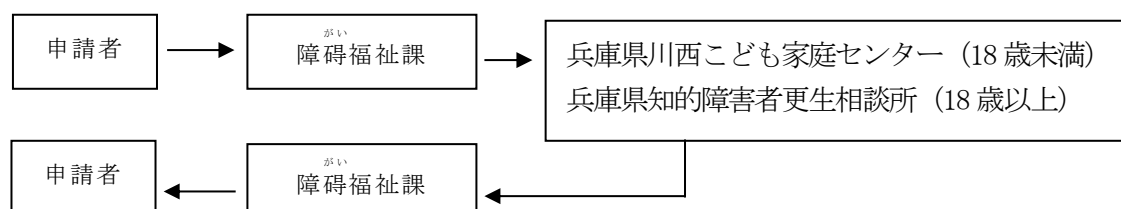
療育手帳

兵庫県が知的障害者（児）の方に交付する手帳で、障害程度により、重度（A）、中度（B1）、軽度（B2）に区分されます。また、発達障害と診断された方も対象になります。（18歳以上の方で発達障害のみの方は精神保健福祉手帳の対象となります。）

【申請】

障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）

【申請の流れ】



【必要書類】詳しくは市役所でご案内しますので、お問い合わせください。

① 18歳未満

・新規申請

療育手帳交付申請書、調査票

・更新申請

療育手帳交付申請書、調査票、療育手帳のコピー

② 18歳以上

・新規申請

療育手帳交付申請書、同意書、調査票、新規交付申請事前調査票、写真（縦4cm×横3cm、障害者本人の上半身）1枚、母子手帳、過去の学校の成績表、18歳未満で知的障害もしくは発達障害が発現したことが確認できる資料（詳しくは障害福祉課でご案内しますのでご相談ください。）

・18歳を超えて初めての更新

療育手帳交付申請書、同意書、調査票、写真（縦4cm×横3cm、障害者本人の上半身）1枚、療育手帳のコピー、等級により承諾書・現況届（詳しくは障害福祉課でご案内しますのでご相談ください。）

・18歳を超えて2回目の更新

療育手帳交付申請書、同意書、調査票、確認書、写真（縦4cm×横3cm、障害者本人の上半身）1枚、療育手帳のコピー

※ 写真の形状や紙質によりお受けできないことがあります。また、1年以内に撮影されたものをご用意ください。

③ 再交付

	申請書	旧手帳(写)	写真
紛失	○	—	○
破損	○	○	○

※ 現在、手帳をお持ちの方で住所、氏名を変更したときは、30日以内に障害福祉課へ手帳を添えて届け出てください。

【手帳の返還】

手帳の交付を受けた方が死亡された場合は、手帳を返還してください。

【知的障害^がい者障害^がい程度の判定基準】

障害^がい程度の判定は、次に定める基準によります。

重度（A）

自他の意思の交換及び環境への適応が困難であって、基本的な日常生活に絶えず注意と介助を必要とし、成人になっても自立困難と考えられるもの。なお、精神面がB 1であっても、その他の面でAに該当するものがあれば、総合判定はAとする。

中度（B 1）

新しい事態の変化に適応する能力にとぼしく、他人の助けや指導によって、自己の身のことがらを処理しうるもの。なお、精神面がB 2であっても、その他の面でAに該当するものがあれば、総合判定はB 1とする。

軽度（B 2）

日常生活にさしかえない程度にみずから身のことがらを処理できるが、抽象的な思考推理が困難なもの。

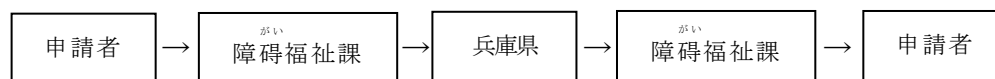
精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害^がいの状態にある方に交付する手帳で、障害^がい程度の程度により、1級（重度）～3級（軽度）に区分されます。手帳の有効期間は、およそ2年です。

【申 請】

障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）

【申請の流れ】



【必要書類】

① 診断書による申請

- ・ 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ・ 初診日から6か月以上を経過した時点の医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
- ・ 写真・・・新規・再申請の場合、もしくは更新申請の際、手帳の更新欄がすべて記入済みの方のみ必要（縦4cm×横3cm、障害^がい本人の上半身）1枚
- ・ 現在所持している手帳・・・更新申請の場合必要（障害福祉課窓口で確認のため）

② 年金証書等による申請

- ・ 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ・ 精神障害を支給事由とする障害年金証書等の写し

※ 添付書類として認められるのは、精神障害を支給事由とする年金もしくは特別障害給付金の給付を現に受けていることを証明する書類の写しです。平成9年1月以降のものを添付してください。

- ・ 直近の年金振込通知書又は年金支払通知書
- ・ 同意書・・・各年金事務所等に精神障害^がいの状態について該当する等級等を照会するために必要なものです。
- ・ 写真・・・新規・再申請の場合、もしくは更新申請の際、手帳の更新欄がすべて記入済みの方のみ必要（縦4cm×横3cm、障害者本人の上半身）1枚
- ・ 現在所持している手帳・・・更新申請の場合必要（障害福祉課窓口で確認のため）
※ 写真の形状や紙質によりお受けできないことがあります。また、1年以内に撮影されたものをご用意ください。

③ 再交付

種 類	申請書	診断書等	写真	旧手帳（写）
等級変更	○	○	○	○
紛 失	○	—	○	—
破 損	○	—	○	○

※ 現在、手帳をお持ちの方で住所、氏名を変更したときは、30日以内に障害福祉課へ手帳を添えて届け出てください。

【精神障害者保健福祉手帳の障害等級^がいの判定基準】 ※厚生労働省資料

精神障害者保健福祉手帳の障害等級^がいの判定は、（１）精神疾患の存在の確認、（２）精神疾患（機能障害^がい）の状態の確認、（３）能力障害（活動制限^がい）の状態の確認、（４）精神障害^がいの程度の総合判定という順で行われます。

障害^がいの状態の判定に当たっての障害等級の判定基準は、次のとおりです。

障害等級	障 害 の 状 態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
1級 (精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)	1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続きをしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会活動に参加できない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)

2級 (精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会手続きや一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)
3級 (精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるが、なお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬は、おおむねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6 身の安全保持や危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続きや一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)

2.医療

障害者（児）医療費助成・高齢障害者医療費助成

【対 象】

市内に居住し、身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B 1、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方（高齢障害者医療費助成は、後期高齢者医療の被保険者に限ります。）

【助成制限】

次のいずれかに該当する方は、助成を受けられません。

- ① 生活保護受給者
- ② 宝塚市福祉医療費助成に関する条例に規定する所得限度額以上の方

【助成内容】

診療を受けた際に支払う保険診療の自己負担額のうち、一部負担金を除いた額を助成します。

【申請・問い合わせ先】

医療助成課（電話 77-2064 FAX 77-2085）

自立支援医療

精神通院医療、更生医療、育成医療の3種類があります。

【申 請】

障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）

【対 象】

精神通院医療	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、又はその依存症、知的障害、精神病質、その他の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にあるもの。
更生医療	18歳以上の身体障害者手帳所持者で、その障害を軽減して日常生活能力、職業能力を回復・改善することを目的として行われる医療を受けるもの。人工透析、水晶体摘出術、人工関節置換術、ペースメーカー植込み術、中心静脈栄養法等。
育成医療	身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、治療によって確実なる治療効果が期待できるもの。

※ 一定の所得以上の方は、継続的に相当額の医療費負担が生じる「重度かつ継続」に該当する方のみ対象となります。

【助成内容】

自己負担は、医療費の1割ですが、所得に応じた月額負担上限額が設定されます。

入院時の食費（標準負担額）等については、自己負担になります。

※ 所得区分上の「世帯」は、受診者と同じ医療保険に加入する方をもって同一の「世帯」として取り扱います。異なる医療保険に加入する家族は、住民票上の世帯に関わりなく、別の「世帯」として取り扱います。

■ 精神通院医療

有効期間は、およそ1年です。有効期限の3か月前から更新申請ができます。

診断書の提出は2年に1度です。申請時に診断書が必要かどうか、よく確認して手続きをしてください。

【必要書類】

① 精神通院医療のみを申請される場合

- ・ 申請書
- ・ 診断書（精神通院医療用）
- ・ 健康保険証（写し）、資格確認書、資格情報のお知らせ又はマイナポータルでの健康保険証画面提示のいずれか
- ・ 市民税課税（又は非課税）証明書・・・転入等で所得が確認できない場合必要
※ 個人番号（マイナンバー）カード等の提示により省略できる場合があります。詳しくは
障害福祉課までお尋ねください。
- ・ 現在所持している自立支援医療受給者証・・・更新申請の場合必要（障害福祉課窓口で確認のため）
- ・ 収入申告書（※ 非課税の場合のみ・収入額の確認できる資料）

② 精神障害者保健福祉手帳と併せて、精神通院医療を申請される場合

- ・ 申請書
- ・ 診断書（手帳用）
- ・ 健康保険証（写し）、資格確認書、資格情報のお知らせ又はマイナポータルでの健康保険証画面提示のいずれか
- ・ 市民税課税（又は非課税）証明書・・・転入等で所得が確認できない場合必要
※ 個人番号（マイナンバー）カード等の提示により省略できる場合があります。詳しくは
障害福祉課までお尋ねください。
- ・ 現在所持している自立支援医療受給者証・・・更新申請の場合必要（障害福祉課窓口で確認のため）
- ・ 収入申告書（※ 非課税の場合のみ・収入額の確認できる資料）

③ 自立支援医療受給者証の記載内容に変更が生じた場合（医療機関又は薬局の変更）

- ・ 申請書
- ・ 現在所持している自立支援医療受給者証（原本を回収します。）

④ 自立支援医療受給者証の記載内容に変更が生じた場合（住所、氏名、医療保険の変更）

- ※ 保険の世帯が変更の場合は事前に相談してください。
- ・ 記載事項変更届
- ・ 現在所持している自立支援医療受給者証（変更して返却します。）

⑤ 自立支援医療受給者証を破損、汚損、紛失した場合

- ・ 再交付申請書
- ・ 現在所持している自立支援医療受給者証（破損・汚損の場合は回収します。）

■ 更生医療

※ 指定医療機関で治療を受ける必要があります。治療・入院前に申請が必要です。

【必要書類】

- ・ 申請書

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 更生医療意見書
- ・ 健康保険証（写し）、資格確認書、資格情報のお知らせ又はマイナポータルでの健康保険証画面揭示のいずれか
- ・ 市民税課税（又は非課税）証明書・・・転入等で所得が確認できない場合必要
 ※ 個人番号（マイナンバー）カード等の提示により省略できる場合があります。詳しくは^がい障害福祉課までお尋ねください。
- ・ 収入申告書（※ 非課税の場合のみ・収入額の確認できる資料）

■ 育成医療

※ 指定医療機関で治療を受ける必要があります。治療開始から 16 日以内に申請が必要です。

【必要書類】

- ・ 申請書
- ・ 育成医療意見書
- ・ 健康保険証（写し）、資格確認書、資格情報のお知らせ又はマイナポータルでの健康保険証画面揭示のいずれか
- ・ 市民税課税（又は非課税）証明書・・・転入等で所得が確認できない場合必要
 ※ 個人番号（マイナンバー）カード等の提示により省略できる場合があります。詳しくは^がい障害福祉課までお尋ねください。
- ・ 収入申告書（※ 非課税の場合のみ・収入額の確認できる資料）

特定疾病療養受療証

長期間にわたり高額な治療を必要とする疾病の方に対して、自己負担額が定額となる受療証を交付します。

【対 象】

- ・ 人工透析治療（人工腎臓）を実施している慢性腎不全の方
- ・ 血友病（血しょう分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害）の方
- ・ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に限る。）の方

【問い合わせ先】

国民健康保険加入の方 …………… 国民健康保険課（電話 77-2063 FAX 77-2085）

後期高齢者医療保険加入の方 …… 医療助成課 （電話 77-9103 FAX 77-2085）

※ その他の健康保険加入の方は、加入している健康保険にお尋ねください。

特定医療費（指定難病）等

① 特定医療費（指定難病）

【 対 象 】

厚生労働大臣が定める「指定難病」と診断され、一定の認定基準を満たす方

【助成内容】

月額自己負担上限額が決定され、それを超える該当疾患の医療費が助成されます。

※ 申請日から遡り、「重症度分類を満たしていることを診断した日」から開始されます。

ただし、遡りは原則として申請日から1か月です。やむを得ない理由がある場合は最長3か月まで延長されます。

【問い合わせ先】

兵庫県宝塚健康福祉事務所（宝塚保健所） （電話 62-7308 FAX 61-5188）

② 小児慢性特定疾病

【 対 象 】

厚生労働大臣が定める「小児慢性特定疾病」と診断され、一定の認定基準を満たす18歳未満の児童

【助成内容】

月額自己負担上限額が決定され、それを超える該当疾患の医療費が助成されます。

※ 申請日から遡り、「認定基準を満たしていることを診断した日」から開始されます。

ただし、遡りは原則として申請日から1か月です。やむを得ない理由がある場合は最長3か月まで延長されます。

【問い合わせ先】

兵庫県宝塚健康福祉事務所（宝塚保健所） （電話 62-7308 FAX 61-5188）

③ 特定疾患

【 対 象 】

スモン、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）に罹患し、認定基準を満たしている方

※ 難治性肝炎のうち劇症肝炎、及び重症急性膵炎は平成26年12月31日までに認定された方に限られ、新規申請は受け付けておりません。

【助成内容】

該当疾患にかかる医療費が全額公費負担となります。（生活保護受給者は対象外となります。）

【問い合わせ先】

兵庫県宝塚健康福祉事務所（宝塚保健所） （電話 62-7308 FAX 61-5188）

④ 県単独特定疾患

【 対 象 】

次の2点を満たす方

- ・突発性難聴、ネフローゼ症候群、悪性腎硬化症に罹患していて、認定基準を満たしている。
- ・該当疾患により入院する。

※ 所得制限あり。入院日から1か月以内に申請が必要です。

【助成内容】

生計中心者の所得額に応じて自己負担額が決定され、それを超える入院医療費が助成されます。

【問い合わせ先】

兵庫県宝塚健康福祉事務所（宝塚保健所） （電話 62-7308 FAX 61-5188）

⑤ 先天性血液凝固因子障害等

【対 象】

先天性血液凝固因子欠乏症（20 歳以上が対象）、血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症に罹患している方

【助成内容】

該当疾患にかかる医療費が全額公費負担となります。（生活保護受給者は対象外となります。）

【問い合わせ先】

兵庫県宝塚健康福祉事務所（宝塚保健所） （電話 62-7308 FAX 61-5188）

^{がい} 障害者（児）^{がい} 歯科診療事業

^{がい} 障害者及び^{がい} 障害児の歯の健康を推進するため、歯科診療事業を行っています。

【対 象】

一般の歯科診療所での治療が困難な市内在住の^{がい} 障害のある方
なお、来院が可能な方で、介護者の付き添いを条件とします。

【問い合わせ先】

健康推進課（市立健康センター） （電話 86-0056 FAX 83-2421）

【診 療 日】

完全予約制（電話受付）

毎週水曜日、木曜日の午前 10 時～12 時、午後 1 時 30 分～4 時

※ 日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日～ 1 月 3 日）を除く。

【場 所】

歯科診療所 小浜 4－4－1

3.手当・年金等

特別障害者手当

【 対 象 】

20歳以上で、著しい重度の障害^{がい}のために、日常生活において常時特別の介護を必要とする方

※ 障害^{がい}及びその程度について詳細な要件がありますので、お問い合わせください。

【支給制限】

次のいずれかに該当する方には、手当は支給されません。

- ① 社会福祉施設に入所している場合
- ② 病院・診療所に3か月を超えて入院している場合
- ③ 本人またはその配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超えている場合

【手 当 額】

月額 29,590 円（令和7年4月現在）

【支 給 月】

5月、8月、11月、2月

【 申 請 】

障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）

障害児福祉手当

【 対 象 】

20歳未満で、重度の障害^{がい}のため、日常生活において常時の介護を必要とする方

※ 障害^{がい}及びその程度について詳細な要件がありますので、お問い合わせください。

【支給制限】

次のいずれかに該当する方には、手当は支給されません。

- ① 社会福祉施設に入所している場合
- ② 障害^{がい}を理由とする公的年金を受けている場合
- ③ 本人またはその配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超えている場合

【手 当 額】

月額 15,690 円（令和6年4月現在）

【支 給 月】

5月、8月、11月、2月

【 申 請 】

障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）

介護手当

【 対 象 】

65歳未満で、日常生活に常時介護を必要とする、身体障害者手帳1・2級所持者または重度知的障害のある方を介護している方

※ 介護の程度について詳細な要件がありますので、お問い合わせください。

【支給制限】

次のいずれかに該当する方には、手当は支給されません。

- ① 障害のある方が、社会福祉施設に入所している場合
- ② 障害のある方が、病院・診療所に3か月を超えて入院している場合
- ③ 障害のある方が、過去1年間に介護保険サービスを利用している場合
- ④ 障害のある方が、過去1年間に障害者総合支援法によるサービスを利用している場合
- ⑤ 障害のある方、介護者及びその同一世帯全員のいずれかの方が、市民税課税の場合

【手 当 額】

年額100,000円（3か月25,000円） ※ 支給対象月が3か月に満たない場合は月額8,333円

【支給月】

5月、8月、11月、2月

【申 請】

障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）

※ 市の担当者が訪問調査を行います。

特別児童扶養手当

【 対 象 】

20歳未満の心身に障害のある児童を監護、養育している父母又は養育者

【支給制限】

次のいずれかに該当する方には、手当は支給されません。

- ① 児童が施設に入所している場合
- ② 父母、養育者又は扶養義務者の所得が限度額を超えている場合
- ③ 児童が障害を理由とする公的年金を受けることができる場合等
- ④ 手当を受けようとする人、対象となる児童が、日本に住んでいない場合

【手 当 額】

1級（重度障害） 月額55,350円
2級（中度障害） 月額36,860円

【申 請】

子育て応援課（電話 77-2196）

児童扶養手当

【受 給 者】

父又は母と生計をともにできない児童を養育している母又は父もしくは養育者

【対象となる児童】

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（児童に中度以上の^がいがある場合は20歳未満）で、次のいずれかに該当するとき

- ① 父母が婚姻を解消した児童（離婚）
- ② 父又は母が亡くなった児童（死亡）
- ③ 父又は母が重度の^がいの状態にある児童（^がい）
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童（生死不明）
- ⑤ 父又は母から1年以上遺棄されている児童（遺棄）
- ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童（DV）
- ⑦ 父又は母が1年以上拘禁されている児童（拘禁）
- ⑧ 婚姻によらないで出生した児童（未婚）
- ⑨ 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童（その他）

【支給制限】

- ① 受給者、対象となる児童が日本に住んでいない場合
- ② 児童が児童福祉施設に入所、又は里親に委託されている場合
- ③ 対象となる児童が父又は母の配偶者（内縁関係、同居など婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む。）に養育されている場合
- ④ 対象となる児童が、父又は母の死亡に伴い支給される公的年金（遺族基礎年金など）や法令等で定める遺族補償を受けることができる場合
- ⑤ 児童が、父又は母の死亡について支給される遺族補償を受けることができ、この給付事由が発生した日から6年を経過していない場合
- ⑥ その他、上記各項目に相当する状況にある場合

【所得の制限】

受給者等の所得によって、手当の一部又は全部は支給されません。

【手 当 額】

児童1人の場合は、月額10,740円～45,500円

児童2人目以降については、全部支給の場合は、10,750円加算

一部支給の場合は、5,380円～10,740円加算

【 申 請 】

子育て応援課（電話 77-2196）

兵庫県心身障害者扶養共済制度

^がい障害者（児）の保護者が、生存中毎月掛金を納める任意加入方式の保険制度で、保護者（加入者）が死亡または重度の^がい障害者となったとき、^がい障害者（児）に年金が支給されます。

【 対 象 】

知的^がい障害者（児）、身体^がい障害者（児）1～3級、精神^がい障害者（※）の保護者で、65歳未満の方

※ ^がい障害の程度によっては、ご加入いただけない場合があります。

【年 金 額】

1口加入の場合 月額20,000円

2口加入の場合 月額40,000円 ※ 加入は2口まで

【 掛 金 】

加入時の年度の4月1日時点の加入者の年齢により、掛金月額を固定します。

加入（付加）時の年齢	掛金月額	加入（付加）時の年齢	掛金月額
35歳未満の方	9,300円	50歳以上 55歳未満の方	18,800円
35歳以上 40歳未満の方	11,400円	55歳以上 60歳未満の方	20,700円
40歳以上 45歳未満の方	14,300円	60歳以上 65歳未満の方	23,300円
45歳以上 50歳未満の方	17,300円		

- ・ 掛金の免除 … 掛金は、次の「要件1」「要件2」の両方に該当するまで払い込んでいただくと、以降の掛金が免除となります。
 - ・「要件1」： 加入日から20年以上経過
 - ・「要件2」： 加入日から加入者が4月1日時点で満65歳である年度の加入応当日の前日までの期間
- ・ 掛金の減免…生活保護世帯及び低所得の世帯には、1口分の掛金の減免制度があります。

【 申 請 】

障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）



障害基礎年金

【 要 件 】

次の要件を満たしたときは、障害基礎年金が支給されます。

- （1）障害^{がい}の原因となった病気やけが^{がい}について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日（「初診日」という。）において、
 - ① 国民年金の被保険者であるとき。
 - ② 国民年金の被保険者であった方が、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき。
- （2）初診日から1年6か月を経過した日（その期間内に治癒した場合や、症状が固定した場合はその日。以下「障害認定日」という。）の障害^{がい}の程度が国民年金法施行令で定める1級または2級に該当すること。
- （3）初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること（初診日が令和8年4月1日以前にあるときは、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。）

【20歳前の障害^{がい}】

20歳前に初診日がある病気やけが^{がい}で障害^{がい}になった場合は、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後の場合は、その障害認定日）に、障害^{がい}の程度が国民年金法施行令で定める1級または2級の状態にあれば、障害基礎年金が支給されます。

ただし、20歳前の障害^{がい}によって障害基礎年金を受けている本人に一定の額以上の所得があるときは、年金の全額または2分の1が支給停止されます。

【 年 金 額 】

1級 1,020,000円（月額85,000円）

昭和31年4月1日以前に生まれた方：1,017,125円（月額84,760円）

2級 816,000 円（月額 68,000 円）

昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方：813,700 円（月額 67,808 円）

【子の加算額】

障害基礎年金の受給権がある方に、その方によって生計を維持されている 18 歳到達年度の末日までにある子、または 20 歳未満で 1 級、2 級の障害の状態にある子がいるときは、次表の額が障害基礎年金に加算されます。

加算対象の子	加算額
1 人目、2 人目（1 人につき）	各 234,800 円
3 人目以降（1 人につき）	各 78,300 円

【問い合わせ先】

窓口サービス課（電話 77-2066 FAX 76-2006）

障害厚生年金

厚生年金の加入期間中に初診日のある病気やけがによって、障害認定日に障害基礎年金が支給される 1 級または 2 級の状態にあるときは、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。

なお、障害基礎年金に該当しない軽い程度の障害であっても、厚生年金の障害等級表に該当するときは、厚生年金独自の年金（3 級の障害厚生年金）、または障害手当金（一時金）が支給されます。

【問い合わせ先】

西宮年金事務所（電話 0798-33-2944 FAX 0798-33-6238）

特別障害給付金

下記の国民年金任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給することができない障害のある方に支給されます。

【対 象】

- ① 平成 3 年 3 月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- ② 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

のいずれかであって、初診日当時、国民年金に任意加入しておらず、現在、障害基礎年金 1・2 級相当の障害に該当する方

ただし、65 歳に達する日の前日までに上記の障害状態に該当した方に限られます。

【支給制限】

老齢年金等を受給されている場合や所得によって支給制限があります。

【給付額】

1 級 664,200 円（月額 55,350 円）

2 級 531,360 円（月額 44,280 円）

【申 請】

窓口サービス課（電話 77-2066 FAX 76-2006）

がい 障害者特別給付金

【 対 象 】

身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A・B 1、または精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の交付を受けている 20 歳以上の方で、次の理由で障害基礎年金が受けられない方

- ① 外国籍 昭和 57 年 1 月 1 日より前に満 20 歳に達していた日本国内で外国人登録を行っていた人で、同日より前に障害の初診日があるため。
- ② 海外長期滞在 昭和 61 年 4 月 1 日より前の長期間の海外滞在中に障害の初診日があるため。

【支給制限】

公的年金を受給中の方、生活保護を受給している方、または一定以上の所得のある方は、支給の制限があります。

【給付額】

重度（身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級）

年額 1,020,000 円（昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方は年額 1,017,120 円）

中度（身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 1、精神障害者保健福祉手帳 2 級）

年額 816,000 円（昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方は年額 813,696 円）

【支給月】

7 月、10 月、1 月、4 月

【申 請】

窓口サービス課（電話 77-2066 FAX 76-2006）

4.税の軽減

所得税

以下の所得控除が適用される場合があります。詳しくは問い合わせ先にご確認ください。

区 分	対 象	控 除 額
障害者控除	自己またはその同一生計配偶者、扶養親族が、3～6級の身体障害者、知的障害者、または2・3級の精神障害者の場合	27万円／人
特別障害者控除	自己またはその同一生計配偶者、扶養親族が、1・2級の身体障害者、重度の知的障害者、または1級の精神障害者の場合	40万円／人
同居特別障害者控除	同一生計配偶者または扶養親族が、同居の特別障害者である場合	75万円／人
医療費控除	人工肛門または尿路変更のストーマ造設者の使用しているストーマ用装具（紙オムツを含む。）の費用について、医師が証明書を発行した場合は、医療費控除の対象となる。	

※「同一生計配偶者」とは、自己の配偶者でその自己と生計を一にするもの（青色事業専従者等に該当するものを除く）のうち、合計所得金額が48万円以下（令和元年以前は38万円以下）である者をいう。また、扶養親族は16歳未満の年少扶養親族を含む。

【問い合わせ・申請先】

西宮税務署（電話 0798-34-3930）

※ 自動音声案内で「1」を選択してください。「電話相談センター」へつながります。

市・県民税（住民税）

地方税法等に基づく以下のような制度があり、確定申告、市申告や年末調整等において適用されます。

区 分	対 象	控 除 額
障害者控除	本人、同一生計配偶者または扶養親族が3～6級の身体障害者、知的障害者または2・3級の精神障害者の場合	26万円／人
特別障害者控除	本人、同一生計配偶者または扶養親族が1・2級の身体障害者、重度の知的障害者または1級の精神障害者の場合	30万円／人
同居特別障害者控除	同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者で、かつ、納税者もしくは納税者の配偶者または納税者と生計を一にする親族のいずれかと常に同居している場合	53万円／人 (30+23)

所得金額調整控除 (令和3年度創設)	給与等の収入金額が850万円を超えており、本人、同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者である場合	給与等の収入金額 (上限1,000万円)－ 850万円×10%
医療費控除	医師等による治療等に支払った医療費がある場合(限度額200万円) ※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)とのいずれかの選択になります。	(支払った医療費－保険等により補填額)－(10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない額)
非課税	前年中の合計所得金額が135万円以下の障害者 (令和2年度課税分までは、125万円以下)	－

※扶養親族は、16歳未満の扶養親族を含む。

※前年の12月31日の現況(令和7年度課税分の場合、令和6年12月31日)によって判定されます。

【 申 請 】

市民税課 (電話 77-2056・77-2057 FAX 71-6188)

事業税・相続税・贈与税

税が軽減される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】

事業税…伊丹県税事務所 (電話 072-785-9417 FAX 072-777-8073)

相続税・贈与税…西宮税務署 (電話 0798-34-3930) ※自動音声案内で「1」を選択してください。「電話相談センター」へつながります。

自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

※ 減免申請をする前に、必ず県税事務所に確認してください。

自動車の運転・所有形態や取得時期により、減免対象にならない場合や減免申請の場所・時期が異なる場合があります。

【 対 象 】

区 分	障害の程度
視覚障害	1～4級
聴覚障害	2～4級
平衡機能障害	3・5級
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限りです。)

上肢不自由	1～6級（4～6級については本人所有で、かつ本人運転に限ります。）
下肢不自由	1～6級
体幹不自由	1～3・5級
脳原性運動機能障害 ^が （上肢機能）	1～6級（4～6級については、本人所有で、かつ本人運転に限ります。）
脳原性運動機能障害 ^が （移動機能）	1～6級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸 または小腸の機能障害 ^が	1・3・4級
肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 機能障害 ^が	1～3級
療育手帳の交付を受けている方	療育手帳A・B 1（本人運転に対する減免はありません。）
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	1級（本人運転に対する減免はありません。）

1 対象自動車は、次のいずれかに該当する自動車です。

① 障害者の方またはその方と生計を一にする方が取得または所有する自動車で、もっぱらその障害者の方のために継続的に使用する自動車。

② 障害者のみの世帯（単身を含む。）の方が取得または所有する自動車で、その方を常時介護する方が運転し、もっぱら障害者のために継続的に使用する自動車。

※ 申請時の現況によるため、障害者のために過去使用していた場合や、将来において障害者のために使用する予定である状況では、減免することができませんのでご注意ください。

（例：申請時、障害者が入院や入所している場合は減免することはできません。）

2 減免できる自動車は、障害者の方1人に対して1台（軽自動車・原付・バイクを含む。）です。

【 申 請 】

障害の程度に応じて限度額があります。申請に必要な書類は、車の所有形態や運転者により変わりますので、詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

□自動車税種別割

① 既に所有している自動車について、新たに自動車税種別割の減免を受ける場合

【申請時期】・・・4月1日から自動車税種別割の納期限まで（納期限後であっても申請することができますが、月割の減免となります。詳しくは②をご確認ください。）

【申請場所】・・・伊丹県税事務所（電話 072-785-7451 FAX 072-777-8073）

② 減免申請期限（自動車税種別割の納期限）後に減免申請する場合

年度の途中で身体障害者手帳等の交付を受け減免事由に該当することになった等の場合は、申請の翌月以後の月数に応じ、年税額の月割相当額を減免される場合があります。

ただし、減免の申請をできるのは、自動車税種別割の納税義務がある場合に限りです。

【申請時期】・・・自動車税種別割の納期限の翌日から当該年度の2月末日まで随時

【申請場所】・・・伊丹県税事務所（電話 072-785-7451 FAX 072-777-8073）

③ これから新しく購入（取得）される自動車で、自動車税種別割の減免を受ける場合

登録方法や登録時期により手続きが異なりますので、県税事務所にお問い合わせください。

□自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

必ず自動車を登録されるときに減免の申請をしてください。

【申請時期】・・・自動車を登録されるとき

【申請場所】・・・神戸県税事務所自動車税審査・納税証明課（電話 078-441-0305）

※ 軽自動車については、神戸県税事務所軽自動車税審査課

（電話 078-822-6050）へ申請してください。

☐ **軽自動車税（種別割）**

毎年4月1日時点の状況により、以下のとおり減免（全額）を受けられる場合があります。

【申請時期】

納税通知書発送日から納期限の日まで

【申請場所】

初年度の申請のみ市民税課窓口で行います。（翌年度以降は別途案内する郵送等での受付です。）

【対象】

障害者手帳の区分・^{がい}障害の程度は自動車税（種別割）と同じです。ただし、自動車税（種別割）の減免を受けている人は、軽自動車税（種別割）の減免は受けられません。

【申請】

市民税課（電話 77-2055 FAX 71-6188）

☐ **軽自動車税（環境性能割）**

令和元年10月1日以降に新車・中古車を問わず取得された三輪以上の軽自動車（取得価格が50万円を超えるもの）に対して課税されますが、税の軽減を受けられる場合があります。対象者・申請方法等は、「自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割」（21ページ）をご覧ください。

☐ **マル優制度**

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、350万円までの預貯金の利子等について、非課税の適用を受けることができます。

詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。

5.公共料金などの割引

鉄道運賃

【対 象】

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者と介護者

利用できる方		種 類	割引率
第1種障害者 ^{がい}	① 単独で利用する場合 (片道が 100 kmを超えて利用する場合に限る。)	普通乗車券	5割引
	② 介護者とともに利用する場合 (片道が 100 km以内でも利用できます。)	普通乗車券・定期券・回数券・急行券(特別急行券を除く。)	障害者・介護者とも5割引 ^{がい} (障害者が小児定期券の該当者については、介護者に対してのみ5割引)
第2種障害者 ^{がい}	① 単独で利用する場合 (片道が 100 kmを超えて利用する場合に限る。)	普通乗車券	5割引
	② 介護者とともに利用する場合 ^{がい} (12 歳未満の障害者が定期乗車券によって利用する場合に限る。)	定期券	介護者に対してのみ5割引

【利用方法】

乗車券等を購入の際に、障害者手帳を提示してください。

※ 地域・鉄道会社により異なる場合があります。詳しくは、各鉄道会社にお問い合わせください。

バス運賃

【対 象】

身体障害者手帳・療育手帳所持者と介護者

利用できる方	割引率	備 考
第1種障害者 ^{がい}	障害者、介護者とも5割引 ^{がい}	大人の定期券のみ、3割引
第2種障害者 ^{がい}	障害者のみ5割引 ^{がい}	

【利用方法】

バス運賃支払いの際に、障害者手帳を提示してください。

※ 地域・バス会社により異なる場合があります。詳しくは、各バス会社にお問い合わせください。

国内航空運賃・汽船運賃

利用される前に、各航空会社・船会社にお問い合わせください。

タクシー運賃

【 対 象 】

身体障害者手帳・療育手帳所持者

※ 精神障害者保健福祉手帳の場合、対象としている会社としていない会社があります。

詳しくは、各タクシー会社にお問い合わせください。

【 割 引 率 】

タクシー運賃の1割引（割引が適用されない地域・タクシー会社があります。）

【利用方法】

タクシー乗車の際に、運転手に障害者手帳を提示してください。

福祉タクシー基本料金助成

電車、バス等の交通機関を利用することが困難な重度障害^{がい}のある方が、市と契約したタクシー会社のタクシーを利用する場合に、基本料金相当額を助成します。

【 対 象 】

市内に住所を有する、次のいずれかに該当する障害^{がい}のある方。ただし、障害^{がい}のある方の市民税所得割税額が235,000円未満（18歳未満は主たる扶養義務者の市民税所得割税額が460,000円未満）である方に限ります。

- ① 身体障害者手帳1・2級の方
- ② 身体障害者手帳3級で、在宅酸素治療を受けている「呼吸器機能障害」の方
- ③ 身体障害者手帳3級で、在宅酸素治療を受けている「心臓機能障害」の方
- ④ 身体障害者手帳3級で、人工透析治療を受けている「じん臓機能障害」の方
- ⑤ 療育手帳A判定の方
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級の方

【助成内容】

- ① 年間48枚の利用券を交付します。
 - ② 対象者で西谷地区にお住まいの方は、利用券に代えて、自動車燃料費として月額1,000円の助成が受けられます。
- ※ 対象者で、障害名に「じん臓機能障害」の記載がある身体障害者手帳をお持ちで、人工透析治療を受けておられる方は、①年間96枚の利用券の交付もしくは②自動車燃料費として月額2,000円の助成（西谷地区にお住まいの方に限る。）が受けられます。

【 申 請 】

障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）

【必要書類】

- ・障害者手帳
 - ・印鑑（署名でも可）
 - ・課税証明（転入等により、宝塚市では市民税額がわからない場合）
- ※ 個人番号（マイナンバー）カード等の提示により省略できる場合があります。
- 詳しくは障害福祉課までお尋ねください。

リフト付タクシー料金助成

普通タクシーに乗車することが困難な重度の^がい障害のある方が、市と契約したタクシー会社のリフト付タクシーを利用する場合に、料金の一部（1乗車につき680円）を助成します。

【対象】

福祉タクシー基本料金助成事業対象者のうち、外出時の移動手段として常時車いすを使用している方またはねたきり状態の方。所得制限はありません。

【助成内容】

- ・必要に応じて利用券を交付します。
- ・車いすまたは寝台車でタクシーを利用する場合に限ります。
- ・1乗車につき680円未満の場合は使用できません。

【申請】

^がい障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）

【必要書類】

- ・障害者手帳
- ・印鑑（署名可）

有料道路通行料金

※ 利用前に事前の手続きが必要です。

【申請】

^がい障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）

※自動車を事前登録のうえ、ETC利用申請される方は、オンライン申請も可能です。

【対象者】

- ① ^がい障害のある方が運転される場合
身体障害者手帳所持者のみ
- ② ^がい障害のある方以外の方が運転され、^がい障害のある方が同乗される場合
身体障害者手帳・療育手帳所持者で、第1種の方

【対象となる自動車】

- ・事前登録できる自動車は、^がい障害のある方1人につき1台です。^がい障害のある方、配偶者、直系血族及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する自動車が対象です。（第1種の手帳所持者で、上記の方が自動車を所有していないときは、^がい障害のある方を継続して日常的に介護している方が所有する自動車。）
- ・事前登録できる自動車は、個人名義のものに限ります。（法人名義または事業用の自動車は対象になりません。）
- ・事前登録された自動車以外の借用自動車やタクシー等で、本割引の適用を受けることができません。詳細な要件がありますので、詳しくは、阪神高速道路株式会社阪神高速お客様センターにお問い合わせください。

【割引料金額】

通常料金の半額

【割引有効期間】

新規及び変更の申請日から2回目の誕生日までです。

割引有効期限の2か月前から更新の申請ができます。

【必要書類】

※ 以下の必要書類は、全て現物・原本を用意してください。

※ 利用の際は、前ページに記載の【対象者】をご確認ください。

- ① 自動車を登録しない（借用自動車やタクシーで割引を利用する）場合
 - ・身体障害者手帳または療育手帳
 - ・運転免許証（新規申請かつ^がい障害のある方が運転する場合のみ必要です。）
- ② 自動車を登録し、ETCを利用しない場合
 - ・身体障害者手帳または療育手帳
 - ・車検証（電子車検証の場合、併せて自動車検査証記録事項の提示が必要です。）
 - ・運転免許証（新規申請かつ^がい障害のある方が運転する場合のみ必要です。）
- ③ 自動車を登録し、ETCを利用する場合
 - ・身体障害者手帳または療育手帳
 - ・車検証（電子車検証の場合、併せて自動車検査証記録事項の提示が必要です。）
 - ・運転免許証（新規申請かつ^がい障害のある方が運転する場合のみ）
 - ・ETCカード（^がい障害者本人名義、18歳未満の重度^がい障害児の場合は親権者名義で可）
 - ・ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）

【ETC割引登録についての問い合わせ先】

有料道路ETC割引登録係（電話 045-477-1233）

※ 受付時間：平日午前9時～午後5時

【制度・利用方法に関するお問い合わせ先】

阪神高速道路株式会社阪神高速お客様センター（電話 06-6576-1484）

※ 24時間受付、年中無休

☐ NHK放送受信料

【対象者】 ※日本放送協会放送受信料免除基準

	全額免除 [障害者の方を世帯構成員に有する場合]	半額免除 [障害者の方が世帯主で受信契約者の場合]
身体障害者	世帯構成員全員が 市町村民税非課税	・ 視覚、聴覚障害者
知的障害者		・ 重度（1・2級）の身体障害者
精神障害者		重度（A）の知的障害者 重度（1級）の精神障害者

【手続き】

障害福祉課で証明書の交付を受け、NHKへ申請してください。

【問い合わせ先】

NHK神戸放送局 経営管理企画センター（開発グループ）

（電話 078-252-5050 FAX 078-252-5051）

※ 受付時間：午前10時～午後5時（土、日、祝日及び年末年始は除く）

無料電話番号案内（ふれあい案内）

電話帳利用が困難な^{がい}障害のある方などは、無料で番号案内が利用できます。（事前登録が必要です。）

【対 象】

視覚^{がい}障害1～6級、肢体不自由（上肢・体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能^{がい}障害）1・2級、聴覚^{がい}障害、音声機能・言語機能またはそしゃく機能の^{がい}障害の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者

【申し込み・問い合わせ先】

NTT西日本ふれあい案内（フリーダイヤル0120-104174）

※ 受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝日及び年末年始は除く。）

NTTファックス104（有料）

耳や言葉の不自由な方は、ファックスで電話番号・ファックス番号案内が利用できます。

【利用方法】

自分の名前・ファックス番号、問い合わせ先の住所・名前・業種等を記入して送信します。折り返しファックスで番号が案内されます。（フリーダイヤル0120-000104・年中無休）

NTTファックス115（有料）

耳や言葉の不自由な方は、ファックスで電報の申し込みができます。

【利用方法】

自分の名前・ファックス番号、電報発信希望の旨を記入して送信します。折り返しファックスで電報申込用紙の送付があるので、ファックスで申し込みます。（フリーダイヤル0120-789379・午前9時～午後5時）

携帯電話料金等

^{がい}障害のある方は、携帯電話の基本料金等が割引になる場合があります。詳しくは、各携帯電話販売店にお問い合わせください。

市立駐車場使用料

障害者手帳の交付を受けている方またはその方のために運転する方が運転する自動車について、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の提示により、次の駐車場使用料が免除されます。

※ その他公民館等の施設の駐車場も割引がありますので、詳しくは直接利用する駐車場にお問い合わせください。

※ 市立宝塚駅前駐車場はJRと阪急の間のロータリーにあります。

ソリオ駐車場とは異なりますので、ご注意ください。

駐車場	住 所	手帳提示場所	電話
市立市役所内駐車場 ※1	東洋町1-1	・事前精算機（本庁舎1階） ・障害福祉課（本庁舎1階） ・管財課（本庁舎4階） ・市立市役所内駐車場精算機（出口）	71-1141
市立末広駐車場	末広町78-1	末広駐車場精算機（出口）	0120-050-321
市立宝塚駅前駐車場	栄町2丁目 (宝塚駅前ロータリー)	宝塚駅前自転車駐車場（駐輪場）	81-3262
市立武田尾駅前駐車場	玉瀬字イヅリハ1-42	武田尾駅前自転車駐車場（駐輪場）	91-0245
市立病院駐車場	小浜4-5-1	総合案内または保安室	87-1161

※1 障害の状況によりウェブカメラの操作が困難な方は本庁舎1階の防災センターへお越しください。

市立自転車駐車場（駐輪場）の定期使用料

障害者手帳の交付を受けている方の自転車・原付等について、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の提示・申請により、市内のＪＲ・阪急各駅周辺にある宝塚市立自転車駐車場（駐輪場）の定期使用料の2分の1が減額されます。ただし、一時使用は減額されません。

定期使用の申し込みは、各駐輪場の管理事務所で提示・申請を受け付けしております。

【問い合わせ先】

防犯交通安全課（電話 77-2020 FAX 71-3336）

各種施設の利用料金

身体障害、知的障害または精神障害のある方が、美術館や博物館に入館する場合や、その他の施設を利用する場合に、障害者手帳を提示すれば、利用料金が割引になることがあります。対象施設の例は以下のとおりですが、その他の施設も割引になることがありますので、詳しくは、直接利用する施設にお問い合わせください。

【市内対象施設の一例】

施設名	住 所	電話
宝塚市立手塚治虫記念館	武庫川町7-65	81-2970
すみれ♪ミュージアム	武庫川町6-12	87-1136
ナチュールスパ宝塚	湯本町9-33	84-7993

宝塚市立スポーツセンタープール利用料金

身体障害、知的障害または精神障害のある方が、プールを利用する場合、障害者手帳を提示すれば、屋外プールは付添人1人まで利用料が免除、屋内プールは付添人1人まで利用料が半額になります。

【問い合わせ先】

市立スポーツセンター（電話 87-5911 FAX 81-0652）

伊丹市立障害者福祉センタープール（屋内）利用料金

宝塚市民で、障害者手帳（※１）をお持ちの方は、無料でご利用いただけます。

- ・受付窓口には障害者手帳をご提示ください。（受付は終了時間の１時間前まで）
- ・10歳以下の利用者は、必ず保護者が同伴してください。

（※１ 障害者手帳のほか、特定医療費（指定難病）受給者証等の掲示により、ご利用いただける場合があります。）

利用曜日	利用区分	利用時間
火	個人使用	午後２時～午後３時
		午後３時１５分～午後４時４５分
		午後５時～午後８時
水	個人使用	午後５時～午後８時
木	個人使用	午後５時～午後８時
金	一般開放	午後５時～午後８時
土	個人使用（※２）	午前１０時～正午
	一般開放	午後１時～午後４時４５分
日・祝	一般開放	午前１０時～正午
		午後１時～午後３時

※１ 「個人使用」は伊丹市民の方で障害のある方も利用。「一般開放」は伊丹市民の方も利用。

※２ 土曜日の個人使用時間は歩行訓練でのみ利用可。

【問い合わせ先】

伊丹市立障害者福祉センター（電話 072-772-0221 FAX 072-780-2897）

※ 火曜日～土曜日 午前９時～午後９時、日曜日・祝日 午前９時～午後５時３０分
（月、祝日の翌日及び年末年始は除く。）

青い鳥郵便葉書の無償配付

「青い鳥郵便葉書の無償配付」は昭和 51 年度に当時の厚生労働省が提唱していた「身体障害者福祉強調運動」に合わせ、身体障害のある方及び知的障害のある方の福祉に対する国民の理解と認識をさらに深めることを目的とし、実施、継続されています。「青い鳥郵便葉書」は、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書を封入したものです。

【対 象】

身体障害者手帳 １・２級及び療育手帳 A 判定の方

【配付内容】

- ・年 1 回
- ・通常郵便葉書（「無地」、「インクジェット紙」または「くぼみ入り」）を 1 人につき 20 枚

※ 「くぼみ入り」は、目の不自由な方が使いやすいように、葉書の表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・表裏が分かるようにした葉書です。

【 窓 口 】

郵便局（簡易郵便局を除く。）、日本郵便の支店 宝塚郵便局（電話 0570-071-386）

【受付期間】

4～5月頃（年度によって異なりますので、郵便局にお問い合わせください。）

【配付期間】

4月下旬頃～（年度によって異なりますので、郵便局にお問い合わせください。）

6.自動車

自動車運転免許取得費の助成

※ 必ず免許取得前に障害福祉課で申請してください。

障害のある方の就労や行動範囲の拡大を図るために取得する自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。

【 申 請 】

障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）

【 対 象 者 】

① 障害のある方が運転する場合

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

② 介助者運転の場合

第1種または1・2級（内部障害者は3級）の身体障害者手帳をお持ちの方、または重度の知的障害のある方を介助している方で、もっぱらその障害のある方のために運転するため新規で運転免許を取得する方。ただし、所得制限があります。

【 助 成 額 】

免許取得に要した費用の2分の1。ただし、障害のある方の運転の場合100,000円、介助者運転の場合70,000円を限度とします。

助成金の支払いは、免許取得後に行います。

自動車改造費の助成

※ 必ず改造前に障害福祉課で申請してください。

障害のある方が自ら所有し、運転する自動車を改造する必要がある場合、その改造費を助成します。助成対象となる改造は1台の自動車につき1回までです。

【 申 請 】

障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）

【 対 象 者 】

上肢、下肢、体幹機能障害の身体障害者手帳をお持ちで、障害のある方が所有、運転する普通自動車の操向装置及び駆動装置の一部を改造する必要がある方。ただし、所得制限があります。

【 助 成 額 】

操向装置及び駆動装置の一部の改造に要する費用で、限度額は100,000円です。

助成金の支払いは、改造が完了してから行います。

駐車禁止除外指定車標章交付

障害のある方が車両に乗車する場合、県公安委員会が指定する駐車禁止区域に必要最小限の駐車を認め、生活の利便を図るため、駐車禁止除外指定車標章を交付します。

【対象者】 ※兵庫県警察資料

障害の区分			障害の級別
身体障害者手帳所持者	視覚障害		1～4級
	聴覚障害		2・3級
	平衡機能障害		3級
	上肢不自由		1・2級（2級にあつては、両上肢の機能の著しい障害又は両上肢のすべての指を欠く障害に限る。）
	下肢不自由		1～4級
	体幹不自由		1～3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
		移動機能	1～4級
	心臓、じん臓、呼吸器、小腸の機能障害		1・3・4級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1・3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～4級
肝臓機能障害		1～3級	
療育手帳所持者			A判定
精神障害者保健福祉手帳所持者			1級
色素性乾皮症患者の診断を受けた方			

【問い合わせ・申請先】

兵庫県警察本部交通規制課（電話 078-341-7441（内線 5167、5177） FAX 078-351-7847）

宝塚警察署交通課（電話 85-0110）

平日 午前9時～午後5時まで

※ 県内の各警察署、警察本部交通規制課でも申請できます。

※ インターネットで申請することができます。（一部除く。）

詳しくは、兵庫県警察ホームページでご確認ください。

【必要書類】

- ・障害者手帳等又はそのコピー（氏名、住所、障害名、及び等級などの記載がある部分の写し）
 - ・代理人が申請の場合は、委任状と代理人の身分を証明できる書面
 - ・過去に標章の交付を受けている方は、その標章
- ※ 最新の情報は兵庫県警察ホームページでご確認ください。

兵庫県ゆずりあい駐車場

障碍^{がい}のある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付する制度です。対象となる駐車場は「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画です。

【 申 請 】

障碍福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）

【 対 象 者 】 ※兵庫県資料

利用証は、下記の基準に該当し、歩行が困難な方に交付します。

区分			基準
身体障害者手帳所持者	視覚障害		1～4級
	聴覚障害		2～3級
	平衡機能障害		3・5級
	上肢不自由		1～2級
	下肢不自由		1～6級
	体幹不自由		1～3・5級
	乳幼児期以前の非進行性の	上肢機能	1・2級
	脳病変による運動機能障害	移動機能	1～6級
	心臓、じん臓、呼吸器、小腸機能障害 ぼうこう又は直腸の機能障害		1・3・4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～4級
	肝臓機能障害		1～4級
療育手帳所持者			A判定
精神障害者保健福祉手帳所持者			1級

※ 利用証の有効期間は、交付対象者により異なります。



7.介護保険制度と障害福祉制度

障碍がいのある方が、65 歳以上である場合や、40 歳～64 歳で「16 の特定疾病」に該当する場合は、障害福祉制度よりも介護保険制度が優先して適用されます。

このため、ホームヘルプサービスやデイサービス、福祉用具の貸与など、介護保険の対象となる在宅サービスについては、介護保険から給付されますので、介護保険制度の認定申請を行い、要介護認定を受ける必要があります。

【 対 象 】

対象者	・ 40 歳未満の方 ・ 40 歳～64 歳で 16 の特定疾病に該当しない方	・ 40 歳～64 歳で 16 の特定疾病のために介護などが必要な方 ・ 65 歳以上の方
介護保険サービス	利用できない	優先される
障害福祉サービス	利用できる	介護保険にないサービスを利用できる

〔16 の特定疾病〕

- 1 がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- 2 関節リウマチ
- 3 筋萎縮性側索硬化症
- 4 後縦靭帯骨化症
- 5 骨折を伴う骨粗鬆症
- 6 初老期における認知症
- 7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 8 脊髄小脳変性症
- 9 脊柱管狭窄症
- 10 早老症
- 11 多系統萎縮症
- 12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 13 脳血管疾患
- 14 閉塞性動脈硬化症
- 15 慢性閉塞性肺疾患
- 16 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

【問い合わせ先】

介護保険課（電話 77-2038・77-2136 FAX 71-1355）

【障害福祉制度と関係がある介護保険の在宅サービス】

サービスの種類	サービス内容	障害福祉制度との関係
訪問介護・介護予防訪問型サービス (ホームヘルプサービス)	生活援助・身体介護等	障害福祉制度にも同じ内容のサービスはありますが、介護保険サービスの対象となる方は、介護保険でサービスを受けていただくことになります。
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	浴槽等を居室に持ち込んで行う、入浴の介護	
通所介護・介護予防通所型サービス (デイサービス)	デイサービスセンターに送迎して行う、入浴や機能訓練、食事等のサービス	
短期入所・介護予防短期入所 (ショートステイ)	施設に数日間受け入れ、入浴や排泄、食事等のサービスを行う	
住宅改修	手すりの取り付けや、段差の解消等の住宅改修への助成	
福祉用具貸与 ※ 要支援１・２及び要介護１の認定をお持ちの方は、車いす(付属品含む。)、特殊寝台(付属品含む。)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトは原則として保険給付の対象となりません。特殊尿器は要支援１・２及び要介護１～３の方は原則として保険給付の対象となりません。	日常生活を容易にするための福祉用具の貸与 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品(マットレス等) ・床ずれ防止用具 ・車いす ・車いす付属品 ・手すり(工事をとまなわないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ ・体位変換器 ・移動用リフト(つり具の部分を除く。) ・スロープ(工事をとまなわないもの) ・認知症老人徘徊感知機器 ・特殊尿器(自動排せつ処理装置)	介護保険サービスにある品目は介護保険から給付を受け、介護保険サービスにない品目のみ、障害福祉制度を利用できます。
特定福祉用具購入 ※ 購入については指定を受けている特定福祉用具販売事業所で購入してください。また、特定福祉用具購入の際は確認が必要になりますので、担当のケアマネジャーもしくはお近くの地域包括支援センターへご相談ください。	貸与になじまない福祉用具の購入への補助 ・腰掛け便座 ・特殊尿器(自動排せつ処理装置)の交換可能部品 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具 ・排泄予測支援機器 貸与と購入の選択が可能なもの ・歩行補助つえ ・歩行器の一部 ・固定式スロープ	
※ 介護保険サービスには、上記以外に、訪問リハビリテーションなどの在宅サービスと施設サービス(介護老人福祉施設など)があります。 ※ 要介護(要支援)認定を受けた後、地域包括支援センターや介護支援専門員(ケアマネジャー)にケアプランの作成を依頼し、サービスを利用することになります。		

8.日常生活の援助

障害福祉サービス

障害者総合支援法による身体・知的・精神^が障害のある方、または難病患者の方の共通の障害^が程度や勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定が行われます。サービスの種類は、介護の支援を受ける「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」に分けられ、その他に「相談支援」があります。

● 介護給付

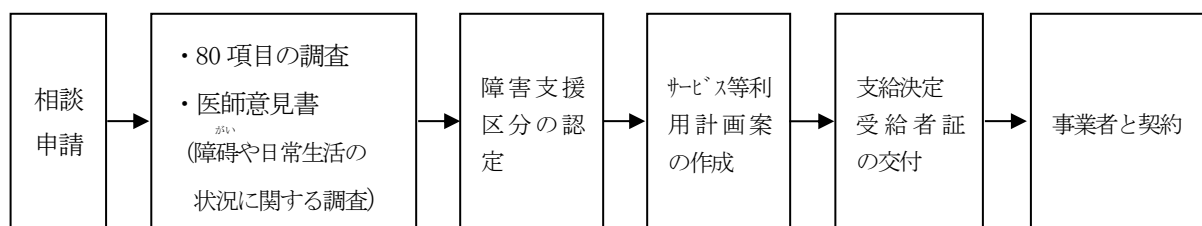
サービス区分	説 明
居宅介護 (ホームヘルプ)	区分1以上 （障害支援区分（※1）以下同じ）の障害 ^が 者の方を対象とし、居宅において、入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除などの援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的 ^が 障害若しくは精神 ^が 障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する 区分4以上 の障害 ^が 者の方に、見守り等の支援とともに、①居宅での入浴、排せつ、食事などの介護、②外出時の移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚 ^が 障害により、移動に著しい困難を有する障害 ^が 者の方を対象とし、外出時において、当該障害 ^が 者の方に同行し、移動に必要な情報を提供するなどの移動の援護その他外出する際に必要な援助を行います。
行動援護	知的 ^が 障害や精神 ^が 障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する 区分3以上 の障害 ^が 者の方に、危険回避のための援護、外出時の移動中の介護その他行動する際の必要な援助を行います。
療養介護	医療を要する障害 ^が 者の方（障害により 区分6 又は 区分5以上等 ）に、主として昼間に、病院などの施設で機能訓練、療養上の管理、看護などの介護、日常生活上の世話を提供します。
生活介護	常時介護を要する 区分3以上 （50歳以上は 区分2以上 ）の障害 ^が 者の方（※ 施設入所支援を伴う場合は 区分4以上 （50歳以上は 区分3以上 ））に、主として昼間に障害者支援施設において、①入浴、排せつ、食事の介護、②創作的活動、生産活動の機会の提供、③その他の身体機能又は生産能力の向上のために必要な援助を行います。
短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護を行う方の疾病などの理由により、障害者支援施設などの施設に障害 ^が 者の方を短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。 区分1以上 が対象です。
重度障害者等 包括支援	常時介護を要し、介護の必要の程度が著しく高い 区分6 の障害 ^が 者の方（ALS＝筋萎縮性側索硬化症、強度行動 ^が 障害のある知的 ^が 障害の方など）に、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。
施設入所支援	施設に入所する障害 ^が 者の方に、主として、夜間において、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。

※1 障害支援区分は、障害のある方の心身の状態を総合的に表す6段階の区分（区分1～6）と非該当があり、国庫負担基準額や、療養介護・生活介護・重度障害者等包括支援などの給付要件などに利用されます。

● 訓練等給付

サービス区分	説 明
自立訓練	障害者の方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。
自立生活援助	施設、グループホームや病院等から一人暮らしを希望する者に対し、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障害者の方に、一定の期間にわたり、生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練その他必要な支援を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者の方に、就労の機会を提供したり、生産活動などの機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
就労選択支援 (令和7年10月から)	障害者本人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むことに支障のない障害者の方に、主として夜間において、共同生活を営む住居で相談その他の日常生活上の援助を行います。

【手 続 き】



※ 障害支援区分は、障害のある方の心身の状態を総合的に表す6段階の区分（区分1～6）です。障害や日常生活の状況に関する調査と24項目の医師意見書をもとに、一次判定（コンピュータ判定）を行い、特記事項と医師意見書（一次判定で評価した項目を除く。）をもとに二次判定（審査会）を行い、総合的に判断します。

※ サービス等利用計画案は相談支援事業者に依頼してください。相談支援専門員等が利用者の居宅等へ訪問面接によるアセスメントを行い、利用者の希望等を考慮に入れたサービス等利用計画案が作成されます。

● 相談支援

サービス区分	説 明
計画相談支援	障害者の方の自立生活を支え、その課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス利用支援（支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成し、サービス事業者等と連絡調整やサービス等利用計画の作成を行う支援）及び継続サービス支援（支給決定後に、サービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行い、サービス事業者等と連絡調整し、支給決定又は支給決定の変更に係る申請を勧奨する支援）を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所、又は精神科病院に入院している障害者の方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者の方に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態その他の場合に相談等その他の必要な支援を行います。

【 申 請 】

障害福祉課（電話 77-2077 FAX 72-8086）

【利用者負担】

1 割の定率負担です。所得に応じた月額負担上限額が設定されます。

< 障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具・日常生活用具の月額負担上限額 >

利用者負担の 1 か月あたりの上限額は、下表のとおりです。

区分	生活保護 世帯及び 市民税 非課税世 帯	市民税課税世帯				世帯の範囲	
		市民税所得割				者	児
		16 万円未満	28 万円 未満	46 万円未満	46 万円超		
福祉サービス（居宅・通所） 【 が 障害者（18 歳以上）】	0 円	9,300 円	37,200 円			本人 及び 配 偶 者 ※2	原則 住民 基本 台帳 ※2
福祉サービス（居宅・通所） 【 が 障害児 】	0 円	4,600 円	37,200 円				
福祉サービス（入所施設等） 【 が 障害者 ※1】	0 円	37,200 円					
福祉サービス（入所施設等） 【 が 障害者（20 歳未満の施設入 が 所者）・ が 障害児】	0 円	9,300 円	37,200 円				
補装具【 が 障害児 】	0 円	37,200 円					
補装具【 が 障害者（18 歳以上）】 日常生活用具	0 円	37,200 円			全 額 自己負担		

※1 20 歳以上の施設入所者及び18 歳以上のグループホーム利用者

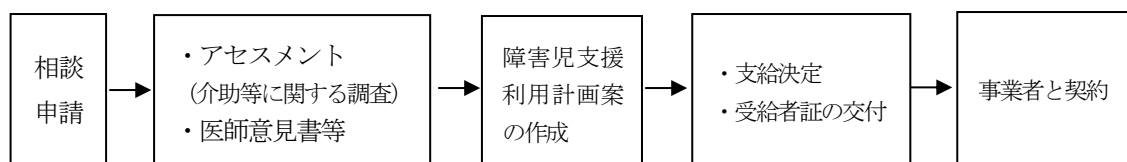
※2 施設（グループホームは含まれない。）に入所する 20 歳未満の障害者または障害児については、当該障害者または障害児を監護する者（保護者等）の属する世帯とする。施設サービスの「食費」と「光熱水費」は、実費負担となります。

障害児通所支援

児童福祉法による障害児通所支援、相談支援の種類、対象者等は、次表のとおりです。

サービス区分	説 明
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等 デイサービス	学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、小学校、特別支援学校等の集団生活を営む施設に通う障害児に対して、その施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問し発達支援を提供します。
障害児相談支援	障害児の通所サービスの利用に関する援助を行い、「障害児支援計画」の作成をして、一定期間ごとに見直しを行います。

【手 続 き】



【 申 請 】

障害福祉課（電話 77-2077 FAX 72-8086）

【利用者負担】

1割の定率負担です。障害福祉サービスと同じ月額負担上限額が設定されます。

移動支援（ガイドヘルプ）

屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行います。

【対 象 者】

屋外での移動に著しい制限のある全身性障害のある方、または一人での外出が困難である知的障害のある方、精神障害のある方など

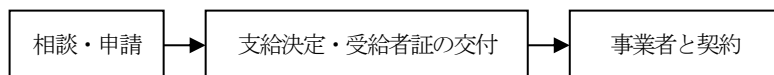
【利用の条件】

原則として1日の範囲内で用務を終えるもの。

以下の内容については、移動支援には該当しません。

- ・通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
- ・通年かつ長期にわたる外出に係る支援（障害者支援施設、地域活動支援センター、学校等に係る送迎）
- ※ ただし、児童を対象とし、児童の保護者の出産、疾病、事故、災害等により一時的に行われる学校等への送迎を除く。
- ・医療機関への通院
- ※ 突発的な発病の際の通院等を除く。

【手 続 き】



【申 請】

障害福祉課（電話 77-2077 FAX 72-8086）

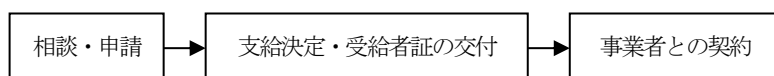
【利用者負担】

1割の定率負担です。障害福祉サービスと同じ月額負担上限額が設定されます。

日中一時支援

障害のある方等の日中における活動の場を提供し、障害のある方等の家族の就労支援や、障害のある方等を日常的に介護している家族の一時的な休息の提供を行います。

【手 続 き】



【申 請】

障害福祉課（電話 77-2077 FAX 72-8086）

【利用者負担】

1割の定率負担です。障害福祉サービスと同じ月額負担上限額が設定されます。

入院時コミュニケーション支援

コミュニケーションに困難がある重度の肢体障害のある方が入院した場合、医師等とのコミュニケーションを支援する支援員を派遣します。

【申 請】

障害福祉課（電話 77-2077 FAX 72-8086）

地域活動支援センター

在宅の身体障害、知的障害、精神障害のある方等が通い、創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常の生活に必要な便宜を供与することにより、障害のある方等の地域生活を支援することを目的とする施設です。申込等は各施設にお問い合わせください。

①地域活動支援センター

施設名	設置者	住所	電話	FAX	対象		
					身体	知的	精神
Wakaba	特定非営利活動法人宝塚高次脳機能障害者共生の会	小林5-3-43 エステイ宝塚106号	69-6523	69-6524	○		○
和み	特定非営利活動法人和み	小林2-12-27-101A	72-4045	72-4046	○	○	○

あおぞら	特定非営利活動法人 兵庫虹の会	平井 2-1-2	80-2345	80-2345	○	○	○
ふらっと	特定非営利活動法人 コスモス	中野町 20-10	72-8739	72-8739			○
ひなた(陽)	社会福祉法人 希望の家	伊子志 3-12-43	26-8400	26-6700		発達	○
虹の家	特定非営利活動法人 兵庫虹の会	平井 2-1-2	89-5198	89-5198		○	

訪問理容美容サービス

外出困難な重度の^がい障害のある方が、理容師・美容師の居宅訪問による理容及び美容のサービスの提供を受けた場合に、その費用の一部を助成します。

【 対 象 】

65 歳未満で、日常生活に常時介護を必要とする身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定の方（介護の程度について詳細な要件があります。）、または障害支援区分 5・6 の認定を受けた方

【 助 成 額 】

利用券 1 枚につき 2,500 円を助成し、利用券は、年間 4 枚を交付します。

【 申 請 】

障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）

視覚^がい障害者生活訓練

視覚^がい障害のある方に対し、日常生活訓練や歩行訓練、点字訓練などを市委託業者の専門職員が、居宅を訪問して、基礎から指導します。

【 申 請 】

障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）

宿泊訓練室

宿泊訓練室は、身体^がい障害のある方々が地域で自立して生活するため、また、家族等介護者とともに生活するための訓練を行うための施設です。利用については、申請窓口にご相談ください。また、ヘルパー派遣については費用の助成対象となる場合があります。

【 申 請 】

市立安倉南身体^がい障害者支援センター（電話 86-1734 FAX 86-1641）

訪問入浴サービス

居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な身体^がい障害のある方（介護保険法に基づく訪問入浴介護を利用することができない者に限る。）の方に訪問により入浴サービスを提供します。費

用負担は1回につき1,300円（光熱水費は実費）です。利用に関しては申請窓口にお問い合わせください。

【 申 請 】

市立安倉南身体障害者支援センター（電話 86-1734 FAX 86-1641）

訪問指導

40歳～64歳の市民で、健康上何らかの問題を抱えている方に対し、看護師や保健師等が家庭を訪問し、本人や家族に療養生活の指導や健康相談を行います。

【問い合わせ先】

健康推進課（市立健康センター）（電話 86-0056 FAX 83-2421）

きずな収集（福祉収集）

親族や身近な方たちによるごみ出しの協力が得られず、自分でごみステーションまでごみを持ち出すことが困難なひとり暮らしの高齢者または障害のある方を対象に、自宅前までごみの収集を行います。また、希望者には、安否確認も併せて行います。対象となる方以外でも、ホームヘルプサービスを現在利用している方は対象となる場合がありますので、日常的にごみステーションへのごみ出しが困難な方は、クリーンセンター業務課にご相談ください。

【 対 象 】

- ① 65歳以上のひとり暮らしで、ホームヘルプサービスを現在利用しており、介護保険制度による要介護状態区分が要介護2以上と認定された方
- ② ひとり暮らしで、ホームヘルプサービスを現在利用しており、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、または精神障害者保健福祉手帳1級の方

【 申 請 】

クリーンセンター業務課（電話 87-7883 FAX 81-1941）

粗大ごみの運び出し収集

下記条件のいずれかに該当する方で、粗大ごみの排出が困難な場合に、室内から運び出す収集サービスを行っています。対象となる方以外でも、実際にごみ出しが困難な方は、クリーンセンター業務課にご相談ください。

【 対 象 】

- ・きずな収集を現在利用している方
- ・ひとり暮らしで、親族や近所の人からの援助も得られず、粗大ごみの排出が困難な方

※ 運び出し収集は、下見時を含め、立会人（親族以外の方）の同席が必要です。また、粗大ごみ処理券が必要です。

【 申 請 】

クリーンセンター業務課（電話 87-7883 FAX 81-1941）

補装具費の支給

※ 購入の際は、必ず事前に障害福祉課へご相談ください。

障害のある方の身体機能を補完・代替し、日常生活を容易にするため、永続的に使用される補装具の作成・修理や借り受けの費用を支給します。申請手続きは、補装具の種類によって異なります。

【 申 請 】

障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）

【 対 象 】

身体障害者手帳を持っている方、または難病患者の方（障害者総合支援法に定める疾病による障害のある方）。手帳に記載されている障害部位等によって、対象となる補装具が異なります。

【 種 類 】

対 象	種 目
視覚障害	視覚障害者安全つえ、眼鏡、義眼
聴覚障害	補聴器、 人工内耳（音声信号処理装置）は修理のみ
肢体障害	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、 歩行補助つえ（一本杖を除く。）、姿勢保持装置
肢体・言語障害	重度障害者用意思伝達装置

【 費 用 】

各補装具ごとに決められた限度額内で、実際にかかった費用の1割が自己負担となります。

また、所得に応じた月額負担上限額があります（39 ページに記載）。

ただし、障害のある方（18 歳以上）については、障害のある方と配偶者のいずれかの市民税所得割の課税額が 460,000 円以上の場合、給付の対象外（全額自己負担）となります。

日常生活用具の給付

※ 購入の際は、必ず事前に障害福祉課へご相談ください。

障害のある方の日常生活を容易にするための用具を給付します。申請手続きは、用具の種類によって異なります。

【 申 請 】

障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）

【 対 象 】

障害者手帳を持っている方、または難病患者の方（障害者総合支援法に定める疾病による障害のある方）。用具の種類によって、対象となる障害部位等が異なります。

【 費 用 】

各用具ごとに決められた限度額内で、実際にかかった費用の1割が自己負担となります。

また、所得に応じた月額負担上限額があります（39 ページに記載）。

ただし、障害のある方と配偶者のいずれか（18 歳未満は世帯全員のいずれか）の市民税所得割の課税額が 460,000 円以上の方は、給付の対象外（全額自己負担）となります。

【 種 類 】（※ 脳原性運動機能障害(がい)は、表中の上肢、下肢または体幹機能障害(がい)に準じる。）

種目	品 目	障 ^{がい} 碍部位	障害(がい)及び程度等	対象年齢	性 能 等	基準額(円)	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1・2 級	18歳以上	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8
	特殊マット(汚染防止用)	肢体知的	下肢または体幹障害(がい) 1 級(18歳未満は 1・2 級)または知的障害(がい) A 判定	3 歳以上	失禁等による汚染または損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの(防水シートを含む)	19,600	5
	特殊マット(褥瘡防止用)	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1 級で常時介護を必要とする者	18歳以上	褥瘡を防止できる機能を有するもの(エアマットを含む)	100,000	5
	特殊尿器	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1 級で常時介護を必要とする者	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障害(がい)者または介護者が容易に使用できるもの	67,000	5
	入浴担架	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1・2 級で入浴に当たって介助を必要とする者	3 歳以上	障害(がい)者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5
	体位変換器	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1・2 級で下着交換等に介助を必要とする者	学齢児以上	介助者が体位を変換させるのに容易に使用できるもの	15,000	5
	移動用リフト	肢体	下肢または体幹機能障害(がい) 2 級以上のもの	3 歳以上	水平方向に移動させる住宅改修をとまなわれないリフト	477,000	8
	吊り具(スリングシート)	肢体	下肢または体幹機能障害(がい) 2 級以上のもの(日常生活用具給付事業に基づく移動用リフトの支給決定を受けているもの)	3 歳以上	移動用リフトに取り付け、身体を吊り上げるもの	50,000	3
	移動設備機	肢体	肢体障害(がい) 2 級以上(上肢障害(がい)のみのものを除く)		安定性に優れ、障害(がい)者の移動が円滑に行えるもの	300,000	5
	入浴補助具	肢体	肢体障害(がい) 2 級以上(上肢障害(がい)のみのものを除く)		水圧・油圧等により座席の移動が容易にできるもので、障害(がい)者の入浴が安全に行えるもの	216,000	4
	訓練いす	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1・2 級	3 歳以上 18歳未満	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100	5
	訓練用ベッド	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1・2 級	学齢児以上 18歳未満	腕または脚の訓練をできる器具を備えたもの	159,200	8
自立生活支援用具	カーシート	肢体	体幹機能障害(がい) 2 級以上または同程度の身体障害(がい)者であって、自力での座位保持が困難で、必要と認められるもの	18歳以上	車等で移動する際、姿勢を安定させ、走行中の安全を確保するもの	100,000	4
	入浴補助用具	肢体	下肢または体幹機能障害(がい)者	3 歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害(がい)者または介護者が容易に使用できるもの(住宅改修を伴うものを除く)	90,000	6
	便器	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1・2 級	学齢児以上	障害(がい)者が容易に使用できるもの(住宅改修を伴うものを除く)	4,450 (手すり付 9,850)	8
	頭部保護帽	肢体知的精神	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害(がい)者、知的障害(がい)者、精神障害(がい)者で頻繁に転倒するもの		転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	15,656	3
	歩行補助杖(T字状・棒状の杖)	肢体	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害(がい)で歩行時に支持が必要なもの			3,150	3
	移動・移乗支援用具	肢体	平衡機能または下肢若しくは体幹機能に障害(がい)を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするもの	3 歳以上	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く)	60,000	6
	特殊便器	肢体知的精神	上肢障害(がい) 1・2 級知的障害(がい) A 判定精神障害(がい) 1 級で自ら排便後の処理が困難なもの	学齢児以上	温水温風を出すことができるもの	151,200	8

種目	品 目	障 碍 部 位	障 碍 (がい) 及び程度等	対象年齢	性 能 等	基準額(円)	耐用 年数
自立生活支援用具	火災警報器	聴覚	聴覚障 碍 (がい) 2 級 (聴覚障 碍 (がい) 者のみの世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)		聴覚障 碍 (がい) 者用屋内信号装置と連動し、受信機により火災を知らせることができるもの	15,500 (1 世帯 2 個まで。また、屋内信号装置との連動で、火災警報発信機が別途必要な場合の基準額は 16,500 を追加)	8
	自動消火器	身体的精神	身体障 碍 (がい) 1・2 級知的障 碍 (がい) A 判定精神障 碍 (がい) 1 級で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障 碍 (がい) 者のみの世帯及びこれに準じる世帯		室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消失することができるもの	28,700	8
	電磁調理器	視覚知的精神	視覚障 碍 (がい) 1・2 級 (盲人のみの世帯及びこれに準じる世帯) 知的障 碍 (がい) A 判定精神障 碍 (がい) 1 級	18 歳以上	障 碍 (がい) 者が容易に使用できるもの	41,000	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚	視覚障 碍 (がい) 1・2 級	学 齡 児 以上	視覚障 碍 (がい) 者が容易に使用できるもの	7,000	10
	聴覚障 碍 (がい) 者用屋内信号装置	聴覚	聴覚障 碍 (がい) 2 級 (聴覚障 碍 (がい) 者のみの世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	18 歳以上	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの (サウンドマスター、聴覚障 碍 (がい) 者用目覚し時計、聴覚障 碍 (がい) 者用屋内信号灯を含む)	87,400	10
	レバー式給水栓	肢体視覚	上肢障 碍 (がい)・体幹障 碍 (がい) 3 級以上または視覚障 碍 (がい) 2 級以上		障 碍 (がい) 者が容易に使用できるもの	50,000	8
	ハーネス	身体	盲導犬、介助犬等の補助犬を利用している障 碍 (がい) 者で、市長が適当と認めたもの		障 碍 (がい) 者が容易に使用できるもの	10,000	4
在宅療養等支援用具	透析液加温器	内部	腎臓機能障 碍 (がい) 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行うもの	3 歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5
	ネブライザー (吸入器)	内部	呼吸器機能障 碍 (がい) 3 級以上または同程度の身体障 碍 (がい) 者であって、必要と認められるもの	学 齡 児 以上	障 碍 (がい) 者が容易に使用できるもの	36,000	5
	電気式たん吸引器	肢体内部	呼吸器機能障 碍 (がい) 者、音声機能障 碍 (がい) 者のうち無喉頭のもの、または同程度の身体障 碍 (がい) 者であって必要と認められるもの	学 齡 児 以上	障 碍 (がい) 者が容易に使用できるもの	56,400	5
	酸素ボンベ運搬車	内部	医療保険における在宅酸素療法を行うもの	18 歳以上	障 碍 (がい) 者が容易に使用できるもの	17,000	10
	盲人用体温計 (音声式)	視覚	視覚障 碍 (がい) 1・2 級	学 齡 児 以上	視覚障 碍 (がい) 者が容易に使用できるもの	9,000	5
	盲人用体重計	視覚	視覚障 碍 (がい) 1・2 級	18 歳以上	視覚障 碍 (がい) 者が容易に使用できるもの	18,000	5
	動脈血酸素飽和度測定装置	内部	呼吸器機能障 碍 (がい) 及び心臓機能障 碍 (がい) 4 級以上または同程度の身体障 碍 (がい) 者であって必要と認められるもの		障 碍 (がい) 者が容易に使用でき、動脈血に含まれている酸素の割合及び脈拍の状態が測定できるもの	53,000 (難病患者等で、人工呼吸器装着者は 157,500)	5
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体言語	音声言語機能障 碍 (がい) 者もしくは肢体不自由者であって発声・発語に著しい障 碍 (がい) を有するもの	学 齡 児 以上	携帯式で、ことばを音声または文章に変換する機能を有し、障 碍 (がい) 者が容易に使用できるもの (入院中・施設入所者も給付)	98,800	5

種目	品 目	障 碍 部 位	障 碍 (がい) 及び程度等	対象年齢	性 能 等	基準額(円)	耐用 年数
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	肢体 視覚	上肢機能障 碍 (がい) または視 覚障 碍 (がい)		障 碍 (がい) 者向けのパーソナル コンピュータ周辺機器やアプリ ケーションソフト	100,000	5
	点字ディスプレイ	視覚 聴覚	視覚障 碍 (がい) 1・2 級かつ聴 覚障 碍 (がい) 2 級の重度重複 障 碍 (がい) 者であって必要と 認められるもの		文字等のコンピュータの画面情 報を点字等により示すことの できるもの	383,500	6
	点字器	視覚	視覚障 碍 (がい) 者		入院中・施設入所者も給付	10,712 (携帯用は 7,416)	標準型 7 携帯用 5
	点字タイプライター	視覚	視覚障 碍 (がい) 1・2 級(就労・ 就学しているかまたは就労見 込みのもの)		視覚障 碍 (がい) 者が容易に使用 できるもの	63,100	5
	視覚障 碍 (がい) 者用 ポータブルレコー ダー	視覚	視覚障 碍 (がい) 1・2 級	学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚 または認識でき、かつDAISY 方式による録音並びに当該方式 により記録された図書の再生が可 能な製品であって、視覚障 碍 (がい) 者が容易に使用できるも の(入院中・施設入所者も給付)	85,000 (再生専用機は 35,000)	6
	視覚障 碍 (がい) 者用 活字文書読上げ装置	視覚	視覚障 碍 (がい) 1・2 級 (すでに視覚障 碍 (がい) 者 用拡大読書器のうち音声読み 上げ機能を有する機器の給付 を受け、耐用年数(8 年)を 経過していないものを除く)	学齢児以上	文字情報を同一紙面上に記載さ れた当該文字情報を暗号化した 情報等を読み取り、音声信号に 変換して出力する機能を有する もので、視覚障 碍 (がい) 者が容 易に使用できるもの	99,800	6
	視覚障 碍 (がい) 者用 拡大読書器	視覚	視覚障 碍 (がい) 者であって、 本装置により文字等を読むこ とが可能になるもの(音声読 み上げ機能により、内容を理 解することが可能になるもの を含む)	学齢児以上	画像入力装置を読みたいもの (印刷物等)の上部等に置くこ とで、簡単に拡大された画像(文 字等)をモニターに映し出せる もの、または文字等を認識し、 音声読み上げるもの(入院中・ 施設入所者も給付)	198,000	8
	盲人用時計	視覚	視覚障 碍 (がい) 1・2 級	18歳以上	音声式または触読式で、視覚 障 碍 (がい) 者が容易に使用で きるもの(入院中・施設入所者も 給付)	13,300	5
	聴覚障 碍 (がい) 者用 通信装置	聴覚 言語	聴覚障 碍 (がい) 者または発声・ 発語に著しい障 碍 (がい) を有 する者であって、コミュニ ケーション、緊急連絡等の手 段として必要があると認めら れるもの	学齢児以上	一般の電話に接続することがで き、音声の代わりに文字等によ り通信が可能な機器であり、障 碍 (がい) 者が容易に使用できる もの	50,000	5
	聴覚障 碍 (がい) 者用 情報受信装置	聴覚	聴覚障 碍 (がい) 者であって、 本装置によりテレビの視聴が 可能になるもの		字幕及び手話通訳付の聴覚障 碍 (がい) 者用番組並びにテレビ番 組に字幕及び手話通訳の映像を 合成したものを画面に出力する 機能を有し、かつ災害時の聴覚 障 碍 (がい) 者向け緊急信号を受 信するもので、聴覚障 碍 (がい) 者が容易に使用できるもの	88,900	6

種目	品 目	障 ^{がい} 碍 部 位	障 ^{がい} 碍(がい)及び程度等	対象年齢	性 能 等	基準額(円)	耐用 年数
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭	音声	音声・言語障 ^{がい} 碍(がい)者であって無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難なもの(笛式は長年笛式を使用して電動式への変更が困難なもの、埋込型人工鼻については、常時埋込型の人工喉頭を使用するものに限る。)		顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 声帯の代わりとなり、発声が可能となる機器であり、障 ^{がい} 碍(がい)者が容易に使用し得るもので、基準額はHMEカセットやアドヒューシブ等、人工鼻装着のために必要なものを含む月額であること (入院中・施設入所者も給付)	電動式 72,203 笛式 8,343 埋込型人工鼻 48,400 (2か月分)	電動式 5 笛式 4
	点字図書	視覚	主に情報の入手を点字によっている視覚障 ^{がい} 碍(がい)者		点字により作成された図書(月刊や週刊等で発行される雑誌を除く。ただし、点字新聞についてはこの限りではない)年間6タイトルまたは24巻を限度とする(点字新聞については年間購読を1タイトル、1巻として給付できる)	一般図書との差額(1割の自己負担なし)	—
	携帯用信号呼出装置	聴覚	聴覚障 ^{がい} 碍(がい)3級以上		無線により振動させ、信号を送り呼出が可能なもの	11,000	6
	文字液晶表示ラジオ	聴覚	聴覚障 ^{がい} 碍(がい)3級以上		入院中・施設入所者も給付	23,000	6
	視覚障 ^{がい} 碍(がい)者用音声 I C タグリーダー	視覚	視覚障 ^{がい} 碍(がい)1・2級		I C タグその他集積識別情報と音声データを関連付け、物品等に取り付けた I C タグ等からその音声データを再生することが可能な装置であって、視覚障 ^{がい} 碍(がい)者が容易に使用できるもの	59,800	6
	人工内耳体外部装置(スピーチプロセッサ)	聴覚	視覚障 ^{がい} 碍(がい)1・2級		人工内耳体外部装置(スピーチプロセッサ)であって、意見書(様式任意)により医師が適当と認めたもの	200,000	5
	人工内耳用電池	聴覚	現に人工内耳を装用している聴覚障 ^{がい} 碍(がい)者(児)		人工内耳に使用するもので、ボタン電池または充電電池及び充電器のいずれかとする ボタン電池から充電電池及び充電器へ仕様を変更する場合、またはその逆の場合においては、それぞれの耐用年数等を経過していれば申請できることとする	ボタン電池 5,000(2か月分) ※両耳の場合は 10,000とする 充電電池及び充電器または充電電池 2個まで 40,000 ※両耳の場合は 55,000とする	3
	視覚障 ^{がい} 碍(がい)者用地上デジタルテレビ放送対応ラジオ	視覚	視覚障 ^{がい} 碍(がい)3級以上		地上デジタルテレビ放送に対応し、視覚障 ^{がい} 碍(がい)者が、容易に使用できるもの	29,000	5

種目	品 目	障 ^{がい} 碍 部 位	障 ^{がい} 碍(がい)及び程度等	対象年齢	性 能 等	基準額(円)	耐用 年数
排泄 管理 支 援 用 具	ストーマ用装具 (蓄便袋)	内部	直腸機能障 ^{がい} 碍(がい)者で人工 肛門のストーマを造設したも の		入院中・施設入所者も給付	17,716 (2か月分)	—
	ストーマ用装具 (蓄尿袋)	内部	ぼうこう機能障 ^{がい} 碍(がい)者で 尿路変更のストーマを造設し たもの		入院中・施設入所者も給付	23,278 (2か月分)	—
	紙おむつ、さらし等 その他衛生用品	内部 肢体	・ぼうこう・直腸機能障 ^{がい} 碍(がい)者で、治療による軽快の見 込みがないストーマの変形及 び皮膚の著しいびらの為、 ストーマ用装具の使用が困難 なもの ・二分脊椎等の先天性疾患(先 天性鎖肛を除く)による神経障 碍(がい)で、高度の排便機能 障 ^{がい} 碍(がい)または高度の排尿 機能障 ^{がい} 碍(がい)のある者で、 紙おむつ等を必要とするもの ・先天性鎖肛に対する肛門形成 術に起因する高度の排尿機能 障 ^{がい} 碍(がい)のある者で、紙お むつ等を必要とするもの ・3歳未満で発症した脳原性運 動機能障 ^{がい} 碍(がい)による姿勢 及び運動機能の障 ^{がい} 碍(がい) 者、排尿もしくは排便の意思 表示が困難等、所定の要件を 満たすもの(身体障害者手帳 1・2級かつ療育手帳所持者)	3歳以上	入院中・施設入所者も給付	24,000 (2か月分)	—
	収尿器	肢体	脊髄損傷等により排尿障 ^{がい} 碍(がい)のあるもの		採尿器と蓄尿袋で構成され、尿 の逆流防止装置等がついている もの(入院中・施設入所者も給 付)	8,925 (男性用は 8,085)	—
作居 補宅 助生 用活 具動	住宅改修費	肢体	下肢、体幹機能障 ^{がい} 碍(がい)の 4級以上のもの	学齢児以上	障 ^{がい} 碍(がい)者の身体状況に応じ て必要な改造で、①手すり取付 ②段差解消③床材変更④扉取替 ⑤便器取替等(原則1回限り)	200,000	—

軽・中度難聴児補聴器購入費の助成

※ 購入前に^{がい}障害福祉課へ相談してください。

身体障害者手帳交付の対象とならない難聴の方が、補聴器を購入されるときに費用の一部を助成します。

【 申 請 】

障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）

【 対 象 】

次のすべてにあてはまる方

- ① 保護者などの住所が市内にある方
- ② 申請日が、0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方
- ③ 原則として両耳とも聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満
- ④ 補聴器の装用により言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断している方

【 助 成 額 】

購入される補聴器の種類によって異なります。

介護機器の貸し出し

市民の方から寄付のあった介護用品をリサイクルし、貸し出しています。

【 対 象 】

在宅で介護を受けている介護機器が必要な方

【 期 間 】

原則として、3か月。ただし、必要に応じ更新が可能です。

【 費 用 】

貸出時に運搬料・消毒管理料（品物により2,000円～5,000円）が必要です。4か月目からは、毎月の利用料が必要です。

【貸 出 用 具】

介護用ベッド、エアマット、車いす、据え置き型手すり、歩行補助器、入浴補助具、ポータブルトイレ等

【問い合わせ先】

社会福祉法人宝塚いくせい会 宝塚育成事業所（電話 86-9283 FAX 86-9886）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

在宅の小児慢性特定疾病児童等の日常生活が送りがやすくなるように用具を給付します。扶養義務者の所得により自己負担があります。

【給 付 用 具】

便器、特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、特殊便器、体位変換器、入浴補助用具、車椅子、歩行支援用具、電気式たん吸引器、頭部保護帽、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）、人工鼻の18品目

【問い合わせ先】

健康推進課（市立健康センター）（電話 86-0056 FAX 83-2421）

住宅改造資金の助成

※ 申請の際は、必ず事前に各窓口へ相談してください。

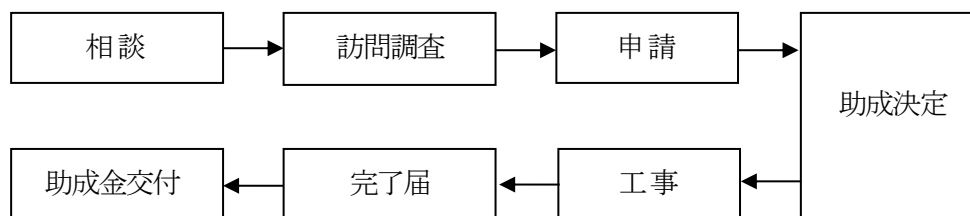
障害のある方がお住まいの既存住宅の改造に要する経費を助成します。工事が始まってからの申請は受け付けできません。

老朽化による工事、修繕、新築等は、助成の対象になりません。

【相談窓口】

- ・身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方で、介護保険を利用できない方
…障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）
- ・介護保険の認定を受けている方、または受けることができる年齢の方
…介護保険課（電話 77-2136 FAX 71-1355）
…高齢福祉課（電話 77-2068 FAX 71-1355）

【手続き】



（※ 介護保険サービスを利用する場合は、上記の手続きの流れと若干異なりますので、介護保険課にお問い合わせください。）

自動車事故対策機構（ナスバ）による介護料の支給

自動車事故が原因で、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害があるため、日常生活において常時または随時の介護が必要となった方に対し、被害・加害・自損事故を問わず、訪問看護等在宅介護サービス、介護用品の購入、消耗品の購入にかかった費用の一部または全額が支給されます。

支給要件等がありますので、詳細はお問い合わせください。

【支給制限】

- ① 特定の施設に入院・入所している場合
- ② 労働者災害補償保険法または介護保険法の規定による介護給付等を受けている場合
- ③ 主たる生計維持者の合計所得金額が1,000万円を超える場合

【支給金額】

月額 36,500 円～211,530 円

※認定等級及びその月に介護に要した費用により支給金額が異なります。

【問い合わせ先】

独立行政法人自動車事故対策機構 兵庫支所（電話 078-271-7601 FAX 078-271-7603）

9.緊急時の通報など

※ 緊急の対応を必要としない相談、要望等については、緊急時の対応に支障が生じますので、
この制度は利用しないでください。

ファックス 110 番

言語・聴覚が不自由な方のために、兵庫県警察本部通信指令室では、専用ファックスを設置しています。利用される方は、110 番の 6 つのポイントに記載して、ファックスで送信してください。

【送信先】

兵庫県警察本部 (FAX 078-382-0110)

【6つのポイント】

- ① 事件ですか？ 事故ですか？（どろぼう、交通事故、けんかなど）
- ② どこでありましたか？（〇〇町〇丁目〇番地、目標となる建物など）
- ③ いつごろですか？（何分ぐらい前、何時ごろの出来事）
- ④ 犯人は？（人数、人相、服装、何に乗ってどちらへ逃げたなど）
- ⑤ 今、どうなっていますか？（けが人、被害の状況や事件事故の様子など）
- ⑥ あなたの住所、名前、電話番号を教えてください。

【問い合わせ先】

兵庫県警察本部（電話 078-341-7441）

110 番アプリ

聴覚などに^{がい}障害のある方が緊急通報用としてアプリを使用して通報できます。

スマートフォンによる通報は「110 番アプリ」をインストールし、事前登録を行ってください。

フィーチャーフォンについては、以下のURLから通報できます。

URL（アドレス） <https://mobile110.npa.go.jp>

【問い合わせ先】

兵庫県警察本部（電話 078-341-7441）

^{がい}聴覚障害者緊急通報システム（FAX 119）

聴覚及び音声・言語機能^{がい}障害のある方が、急病、事故、火災、災害などの緊急事態の場合、宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センターへFAXで通報できます。また、緊急事態における意思の伝達手段を確保するため、必要に応じて、宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センターが直接手話通訳者約筆記者の派遣要請を行います。

【送信先】

宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センター (FAX 119 または 73-0119)

※ 所定の送信票にご記入のうえ送信してください。送信票の用紙は、消防署、市役所^{がい}障害福祉課にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

NET118

聴覚及び音声・言語機能^{がい}障害のある方が、海での事件や事故の緊急事態の場合、海上保安庁へ携帯電話及びスマートフォンのWeb機能を利用して文字情報による通報ができます。

※ 本システムは事前登録した方のみが利用可能です。

【登録等システムに関する問い合わせ先】

海上保安庁警備救難部 管理課

(電話/FAX 03-3591-6361(内線 5160・5161) メール：jcg-net118@mlit.go.jp)

【その他の問い合わせ先】

海上保安庁警備救難部 救難課

(電話/FAX 03-3591-6361(内線 5910・5911) メール：jcg-net118@mlit.go.jp)

NET119

聴覚及び音声・言語機能^{がい}障害のある方が、急病、事故、火災、災害などの緊急事態の場合、宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センターへスマートフォン等からインターネットを利用して119番通報ができるサービスです。

※ 詳細は、消防本部ホームページでご確認ください。

【送信・問い合わせ先】

宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センター

(電話 77-0119 FAX 73-0199 メール：net119@takarazuka119.jp)

障害者^{がい}安心キットの配布

緊急時に必要な情報を記した連絡票を専用容器に入れて、冷蔵庫に保管しておくキットを配布します。緊急時などに、すばやく情報を得て、適切な病院搬送などに役立てることができます。

【対 象】

障害^{がい}のある方^{がい}のみの世帯、または障害^{がい}のある方と高齢の方^{がい}のみの世帯で、配布を希望する方

【申 請】

障害福祉課^{がい} (電話 77-2077 FAX 72-8086)

夜間・休日等の緊急時の支援

手話通訳者・要約筆記者の派遣を必要とする聴覚^{がい}障害等のある方に夜間・休日等の緊急時において、携帯電話のメールで対応します。夜間、休日等の緊急時（生命に関わる急病の場合、警察に関わるような事故や事件、人権に関わるような場合など）に利用できます。ただし、事前に登録が必要です。

【問い合わせ先】

障害福祉課^{がい} (電話 77-9110 FAX 72-8086)

緊急通報システム

一人暮らしの重度身体障碍^{がい}のある方が急病などの緊急事態に陥った場合のため、緊急通報システムを貸与します。

【 対 象 】

身体障害者手帳１・２級の一人暮らしの方

【 費 用 】

本人の前年度分の所得額に応じて、月額自己負担があります。

【 申 請 】

社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会 企画人事課（総合福祉センター内）
（電話 86-5000 FAX 86-5069）

災害時の避難所

福祉避難所とは、災害が発生した場合において、市が設置する「指定避難所」や「予備避難所」での生活が困難であり、特別な配慮を必要とする要援護者を対象とする二次的避難所です。（福祉避難所へ直接避難することはできません。）

福祉避難所		所在地	電話	F A X
宝塚市総合福祉センター		安倉西２丁目１－１	86-5000	86-5069
宝塚市立老人福祉センター（フレミラ宝塚）		売布東の町１２－８	85-3861	85-3882
宝塚市立養護学校		安倉中６丁目１－３	84-0953	81-0847
特別養護老人ホーム 花屋敷栄光園	※１	切畑字長尾山５－３２１	072-740-3388	072-740-3980
特別養護老人ホーム 宝塚栄光園	※１	ゆずり葉台３丁目１－２	71-1151	77-3072
特別養護老人ホーム 宝塚ちどり	※２	亀井町１０－３０	73-0880	73-0890
特別養護老人ホーム ケアホーム中山ちどり	※２	中山桜台１丁目７－１	82-0201	82-2525
安倉デイサービスセンター	※３	安倉西２丁目１－２	81-2030	81-5599
宝塚市立安倉西身体障碍 ^{がい} 者支援センター	※３	安倉西２丁目１－２	81-2032	81-6243
介護老人保健施設 ステップハウス宝塚	※４	小浜４丁目５－６	86-8823	86-8494
介護老人福祉施設 夢御殿山	※５	御殿山１丁目３－３	85-2951	85-2952
特別養護老人ホーム 宝塚あいわ苑	※６	中筋２丁目１０－１８	80-4165	80-4111
特別養護老人ホーム 宝塚シニアコミュニティ	※７	大原野字南穴虫１－２５３	83-5010	83-5011
介護老人保健施設 西谷憩いの家	※８	大原野字波坂２－７	91-1234	91-0999
介護老人保健施設 ケアヴィラ宝塚	※９	亀井町１０－５１	71-6510	71-6503
小規模多機能型居宅介護事業所 オアシス宝塚	※１０	小浜３丁目１２－２３	85-3166	85-3177
特別養護老人ホーム 宝塚まどか園	※１１	美座２丁目２２－２	83-1175	83-1176
介護老人保健施設 エスペランサ	※１２	山本丸橋２丁目２２－１	82-3338	89-1260

特別養護老人ホーム 宝塚すみれ栄光園	※1	弥生町2-2	85-3656	85-3562
特別養護老人ホーム 星花苑	※13	川面字長尾山15-16	83-3001	83-3006
障害者支援施設 希望の家 グリーンホーム	※14	玉瀬字田畠10	91-1800	91-1801
障害者支援施設 希望の家 サンホーム	※14	玉瀬字田畠9	91-1045	91-1256
障害者支援施設 希望の家 ワークセンター	※14	安倉西3丁目1-5	87-0141	84-0738
障害者支援施設 ななくさ育成園	※15	東洋町3-15	26-7481	26-7482

※1 社会福祉法人 聖隷福祉事業団

※2 社会福祉法人 晋栄福祉会

※3 社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

※4 一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社

※5 社会福祉法人 宝塚御殿山福祉会

※6 社会福祉法人 愛和会

※7 社会福祉法人 宝成会

※8 社会福祉法人 西谷会

※9 医療法人 尚和会

※10 社会福祉法人 ジェイエイ兵庫六甲福祉会

※11 社会福祉法人 正久福祉会

※12 医療法人社団 六心会

※13 社会福祉法人 藤寿会

※14 社会福祉法人 希望の家

※15 社会福祉法人 阪神福祉事業団

【問い合わせ先】

介護保険課（電話 77-2069 FAX 71-1355）

災害時要援護者支援制度

障碍^{がい}のある方や介護度の高い方など、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする対象者のうち、地域への個人情報提供に同意された方の情報を、市が避難支援組織（※1）へ提供し、その情報が地域で活用され災害に備えるものです。

毎年4月1日時点での対象者の方に対し、6月に市より同意書などが郵送され、同意された方に対しては、9月から12月にかけて避難支援組織からの個別訪問などが行われます。

※1 市と協定を締結した地域団体（自治会、マンション管理組合、民生委員・児童委員連合会など）

【対象者】

- ・身体障害者手帳1・2級の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・介護保険制度による要介護状態区分が要介護3から5の方
- ・生命維持に必要な医療的ケアを受けている方（在宅人工呼吸器装着難病患者）

※ 施設や病院に長期に入所・入院されている方は対象外となります。

【手続き】

対象者へは市から同意書などが郵送されます。届いた方は、必要事項を記入して市に返送してください。

【問い合わせ先】

地域福祉課（電話 77-2076 FAX 71-1355）

10.資金の貸付

生活福祉資金

経済的自立、社会参加の促進を目的とした貸付制度です。（生活費を貸し付ける制度ではありません。）

【 対 象 】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が属する世帯で、他の資金の利用が困難な世帯

【 利 率 】

- ・連帯保証人を立てる場合 … 無利子
- ・連帯保証人を立てない場合 … 年 1.5%

【 種 類 】

社会参加のための自動車購入資金、技能習得費、その他福祉資金

【 手 続 き 】

- ・相談、借入申込時期から償還期間を通じて、民生委員による必要な援助・指導があります。
- ・すべての資金において、支払済みのものについては、一切貸付を行いません。
- ・通常、審査期間を含めてお申し込みから決定までに、1 か月半程度要します。

【問い合わせ先】

せいかつ応援センター（宝塚市役所 1 階）
（電話 77-1822 FAX 77-2171）

在宅重度障害者生活環境改善資金貸付制度

在宅の重度障害者の日常生活や介護を容易にするため住宅の改造に必要な資金を貸し付けます。

【 対 象 】

身体障害者手帳 1・2 級または療育手帳 A 判定の方及びその家族（県内在住 6 か月以上）、県内 6 か月以上在住等要件を満たす方

【 内 容 】

貸付額	償還期間	利子	備 考
100 万円以内	措置期間経過後 6 年以内	無利子	1 名以上の確実な連帯保証人が必要

【必 要 書 類】

- ・借入申込書
- ・見積書
- ・事業計画書
- ・障害者手帳の写し
- ・住民票（家族全員のもの）
- ・見取図（改修前、改修後）
- ・写真（改修前、改修後 各 2 枚）
- ・借入れ申込者及び連帯保証人の源泉徴収票の写しまたは納税証明書、所得証明書等
- ・その他団体長が必要と認めた書類等

【 申 請 】

身体障害者：公益財団法人兵庫県身体障害者福祉協会（電話 078-242-4620 FAX 078-242-4260）
知的障害者：公益財団法人兵庫県手をつなぐ育成会（電話 078-242-4644 FAX 078-242-4069）

11.社会参加・文化など

手話通訳者設置

障害福祉課の窓口到手話通訳者を設置し、聴覚障害等のある方に対する各種相談及び市役所窓口における手話通訳を行います。

【設置日】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分（土、日、祝日及び年末年始を除く。）

【問い合わせ先】

障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）

手話通訳者・要約筆記者派遣

聴覚障害等のある方または聴覚障害等のある方と意思の疎通を図る必要があるものが、公的機関における手続き、医療機関における受診、教育機関の会合その他地域生活または社会生活を営む上でコミュニケーション支援が必要な場合、手話通訳者・要約筆記者を派遣、もしくは遠隔通訳サービスで対応します。

【問い合わせ先】

障害福祉課（電話 77-9110 FAX 72-8086）

電話リレーサービス（総務省）

聴覚や発話に困難のある方（以下「聴覚障害等のある方」という。）と聴覚障害等のある方以外の方との会話を、通訳オペレーターが手話・文字チャットと音声で双方向につなぎます。

【問い合わせ先】

一般財団法人日本財団電話リレーサービス（電話 03-6275-0912 FAX 03-6275-0913）

身体障害者補助犬の貸付（県）

身体障害のある方に対し補助犬を貸付け、その行動範囲を拡大することにより、自立と社会参加を促進します。

補助犬とは、盲導犬、聴導犬、介助犬の総称で、身体障害のある方の補助をするよう訓練され、障害のある方の自立と社会参加を助ける犬たちです。貸付希望者の募集は、年1回で、審査があります。

【対象】

補助犬の種類	対象者の障害程度
盲導犬	視覚障害1級、2級
介助犬	肢体不自由1級、2級
聴導犬	聴覚障害2級

【問い合わせ先】

障害福祉課（電話 77-2077 FAX 72-8086）

ヘルプマーク・ヘルプカード

援助や配慮が必要な方に対し、ヘルプマーク・ヘルプカードを交付します。

※ 交付は1人1個（枚）までです。

【問い合わせ先】

障害福祉課（電話 77-2077 FAX 72-8086）

郵便投票

身体に障害があるため投票所へ行くことが困難な方は、申請により郵便等投票証明書を取得することとで、自宅などで郵便等による投票ができます。

【 対 象 】

障害の種類	「身体障害者手帳」の等級
両下肢、体幹、移動機能障害	1・2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1・3級
肝臓、免疫機能障害	1～3級

※ 上記の等級に該当しない方や身体障害者手帳をお持ちでない方で、病気やけがなどによって候補者名等が記入できない場合は、投票所で代理投票をすることができます。

また、視覚に障害のある方は、点字による投票もできます。詳しくは投票所の係員にお尋ねください。

【 申 請 】

選挙管理委員会事務局（電話 77-2032 FAX 74-1818）

市立図書館の障害者サービス

市内在住で、身体障害、知的障害、精神障害、要介護状態等のため、来館が困難な方に、宝塚市立図書館が所蔵する図書、雑誌、朗読CDを心身障害者用ゆうメールを用い、無料で郵送貸出します。

等級による制限等がありますので、図書館ホームページでご確認いただくか、図書館までお問合せください。

視覚障害のある方には、図書館に拡大読書器を設置しておりますので、ご利用いただけます。点字図書や録音図書（デージー図書）の貸出、また、デージー図書再生機の貸出（貸出期間は3週間）や、対面朗読サービス（要予約）を行っています。

【問い合わせ先】

市立中央図書館（電話 84-6121 FAX 81-0598）

市立西図書館（電話 77-1222 FAX 77-2199）

市発送郵便物の発送元点字シールの貼付

市が発送する郵便物に、担当課名を表示する点字シールを貼り付けます。貼り付けを希望する方は事前に申請が必要です。

【 対 象 】

市内在住の視覚^{がい}障害のある方

【貼付対象文書（担当課）】

- ① 納税通知書、納付書、督促状、催告状（市税収納課、市民税課、資産税課、国民健康保険課）
- ② 保険料決定通知書（介護保険課）
- ③ 受給者証（医療助成課）
- ④ 課が発送する全ての文書（地域福祉課、高齢福祉課、障^{がい}碍福祉課）

※ 市が発送する全ての郵便物に点字シールを貼り付けるものではありません。郵便物を発送する頻度の高い障^{がい}碍福祉課の郵便物に貼り付けることとしています。

【 申 請 】

障^{がい}碍福祉課（電話 77-2077 FAX 72-8086）

12.就労の促進

阪神北障害者就業・生活支援センター

国及び県から委託を受け、これから就職を目指す障害のある方に対しては就労に向けた支援を、すでに就労している方に対しては、定期的に職場を訪問するなど、就労継続のための支援を行います。

また、一般企業で障害のある方を雇用するため、「一度実習生を受け入れたい」「受け入れにあたって環境整備をしたい」等の相談に対応します。雇用中の障害のある方（従業員）が就労を継続するために、企業側への助言や支援も行います。

【 対 象 】

阪神北圏域(宝塚市・伊丹市・川西市・三田市・猪名川町)在住の障害のある方

【開 設 日 時】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分

(土、日、祝日及び年末年始を除く。夏季及び冬季休みを設ける場合があります。)

【問い合わせ先】

伊丹市鴻池1-10-15 サポートセンターいたみ杉の子内

(電話 072-770-8664 FAX 072-777-5556)

宝塚市障害者就労支援センター

障害や疾患のある方に対し、関係機関とのネットワークを活用して、就業相談、職業準備支援、定着支援を行います。まずは、ご本人やご家族と相談しながらその人に合った就業（働く）の場を一緒に探していき、長く安定した就業生活が実現できるように支援していきます。

また、企業に対して障害者雇用に関する啓発や情報提供を積極的に行い、企業からの障害者雇用に関する相談等に応じつつ、雇用促進を図ります。

※ 働ける企業の紹介を行うものではありません。

【 対 象 】

市内在住の障害や疾患のある方（障害や疾患の種類、障害者手帳の有無は問いません。)

【開 設 日 時】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（土、日、祝日及び年末年始を除く。)

なお、上記以外の日時をご希望の場合はご相談ください。

【問い合わせ先・完全予約制】

売布東の町12-9（こむの事業所2階）

(電話 26-7819 FAX 26-7821)

なお、必ず事前にご予約を取ってからお越しください。

※ 「宝塚市障害者就業・生活支援センター「あとむ」」から名称を変更しています。

(令和7年4月1日～)

西宮公共職業安定所（ハローワーク西宮）

専門の窓口（専門援助部門）で、^がいのある方の職業相談及び紹介、求人受理、職業指導、就職後の定着支援まで、関係機関と連携して一貫したサービスを行っています。

専門援助部門職員による就労支援のご相談は、平日（土、日、休祝日、年末年始除く。）午前8時30分～午後5時15分です。時間に余裕を持ってご来所をお願いします。

なお、手話通訳者（原則、月4回火曜日 午前9時～午前10時30分）を配置しています。

【 窓 口 】

西宮市池田町13-3（電話 0798-22-8600 FAX 0798-22-8624）

※ 自動音声案内で「部門コード：42#」を選択してください。

兵庫県立障害者高等技術専門学院

^がいのある方の社会参加と職業的自立を促進することを目的とした職業能力開発施設です。

身体^がいのある方にはビジネス事務科があり、定員は10名です。

知的^がいのある方には総合実務科、食品流通科があり、定員はそれぞれ15名です。食品流通科は、阪神友愛食品株式会社能力開発センターに訓練を委託しています。

発達^がいのある方には、令和6年10月からキャリアチャレンジ科（定員7名）が新設されました。

精神^がいのある方には、令和6年10月からJobサポート科（定員5名）が新設されました。

【 対 象 】

一般の職業能力開発施設の訓練を受講することが困難な^がいのある方

【 期 間 】

1年間（4月～3月：身体^がい、知的^がい対象訓練）

6か月間（4月～9月、10月～3月：発達^がい、精神^がい対象訓練）

【所在地】

神戸市西区曙町1070（電話 078-927-3230 FAX 078-928-5512）

【 窓 口 】

西宮公共職業安定所（電話 0798-75-6715 FAX 0798-71-9672）



国立県営兵庫障害者職業能力開発校

国が設置し、兵庫県が運営する職業能力開発施設です。^がいのある方が知識や技能・技術を習得し、職業人として自立するために必要な職業訓練を実施しています。

身体^がいの方（※）対象にOA事務（定員20名）、オフィスワークCAD（定員15名）の各科があります。

知的^がいの方対象に総合実務科（定員15名）があります。

発達^がいの方対象にキャリア実務科（定員15名）があります。

精神^がいの方対象にビジネス実務科（定員5名）があります。

（※ 身体^がい以外の^がいのある方はお問い合わせください。）



【 対 象 】

一般の職業能力開発施設での訓練を受講することが困難な^{がい}障碍のある方

【 期 間 】

1年間（4月～3月）

（ビジネス実務科は6か月間（4月～9月、10月～3月））

【 所 在 地 】

伊丹市東有岡4－8 （電話 072-782-3210 FAX 072-782-7081）

【 窓 口 】

西宮公共職業安定所 （電話 0798-75-6715 FAX 0798-71-9672）

阪神友愛食品(株)能力開発センター

知的^{がい}障碍のある方を対象に、兵庫県から食品流通科の職業訓練を受託し、職業人として自立できる人材として育成します。

【 対 象 】

知的^{がい}障碍のある方

【 期 間 】

1年間（4月～3月）

【 所 在 地 】

西宮市鳴尾浜3－10－1 （電話 0798-41-8301 FAX 0798-41-8303）

【問い合わせ先】

西宮公共職業安定所 （電話 0798-75-6715 FAX 0798-71-9672）

13.相談の窓口

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害の種別にかかわらず地域の様々な相談に応じます。相談支援を行う人材の育成支援や個別事例における専門的な指導や助言など、委託相談支援事業所や特定相談支援事業所の後方支援を行うことで、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。地域の社会資源との連携により、障害のある方の生活を社会全体で支える体制整備を目指します。

【問い合わせ先】

障害福祉課（基幹相談支援センター） （電話 77-2287 FAX 72-8086）

委託相談支援事業所

障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。

【内 容】

市が委託する7つの相談支援事業所が、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員などの専門職員を配置し、さまざまな問題や悩み・相談に応じます。

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を活用するための支援
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・同じ障害のある仲間による相談
- ・権利の擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介等

【窓 口】 開所日：月曜日～金曜日

開所時間：午前9時～午後5時30分（土、日、祝日及び年末年始を除く。）

地区	事業所	担当地域
1	ななくさ育成園 （社会福祉法人 阪神福祉事業団） 住所：東洋町3-15 電話：070-2454-5868 FAX：0797-26-7482 メール ikuseien-soudan@nanakusa.or.jp	伊子志4丁目2～7、大吹町、小林、鹿塩、亀井町、光明町、御所の前町、駒の町、新明和町、末成町、大成町、高司、高松町、谷口町、塔の町、東洋町、中野町、仁川旭ガ丘、仁川うぐいす台、仁川北、仁川台、仁川高台、仁川高丸、仁川団地、仁川月見ガ丘、仁川宮西町、仁川清風台、福井町、美幸町、大字鹿塩

2	コミセン希望 (社会福祉法人 希望の家) 住所：伊子志 3丁目 12-43 電話：0797-76-5800 FAX：0797-76-5811 メール comicen-kibou@bird.ocn.ne.jp	青葉台、伊子志（4丁目2～7を除く）、梅野町、逆瀬川、逆瀬台、寿楽荘、末広町、千種、長寿ガ丘、月見山、中州、野上、光ガ丘、宝松苑、宝梅、南口、武庫山、紅葉ガ丘、社町、ゆずり葉台、湯本町、大字伊子志、大字小林、大字蔵人
3	ベルフラワー (一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社) 住所：御殿山 2丁目 31-17 電話：0797-86-7666 FAX：0797-83-1337 メール step-bell@takarazuka-fukushi.or.jp	旭町1丁目、泉ガ丘、川面、清荒神、御殿山、栄町、桜ガ丘、すみれガ丘、中山荘園、中山寺3丁目4～6、米谷（1丁目13～14、21～40を除く）、宮の町、武庫川町、売布、売布ガ丘、売布きよしガ丘、売布東の町、売布山手町、売布自由ガ丘、切畑字長尾山11～13番地、大字川面、大字米谷
4	スマレン (社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会) 住所：安倉西 2丁目 1-1（総合福祉センター内2階） 電話：0797-86-5002 FAX：0797-83-2766 メール takara-jiritsu@nifty.ne.jp	安倉北、安倉中、安倉西、安倉南、旭町2～3丁目、泉町、今里町、金井町、向月町、寿町、小浜、鶴の荘、星の荘、米谷1丁目（13～14、21～40）、三笠町、美座、弥生町
5	だんぼ (社会福祉法人 宝塚さざんか福祉会) 住所：口谷東 3丁目 30-3 電話：0797-91-6161 FAX：0797-91-6001 メール dambo@sazankafukushi.com	中筋、中筋山手（7丁目4～20を除く）、中山寺（3丁目4～6を除く）、平井、南ひばりガ丘、山本中、山本西、山本野里、山本東、山本丸橋、山本南、長尾町、口谷西、口谷東、切畑字長尾山4番地
6	聖隷はぐくみ花屋敷 (社会福祉法人 聖隷福祉事業団) 住所：切畑字長尾山 5-321 電話：072-740-3372 FAX：072-740-5087 メール zf-hagukumi-hana@sis.seirei.or.jp	長尾台、中山桜台、中山五月台、中山台、花屋敷荘園、花屋敷つつじガ丘、花屋敷松ガ丘、花屋敷緑ガ丘、雲雀丘、雲雀丘山手、平井山荘、ふじガ丘、山手台西、山手台東、山本台、中筋山手7丁目4～20、中筋字長尾山9番地、切畑字長尾山（1～3、5～8、10、17番地）
7	コミセン希望 西谷 (社会福祉法人 希望の家) 住所：玉瀬字田畠 10 電話：0797-91-1950 FAX：0797-91-1801 メール comicen-kibou@bird.ocn.ne.jp	上佐曽利、下佐曽利、香合新田、長谷、芝辻新田、大原野、波豆、境野、玉瀬、切畑、切畑字長尾山（1～8、10～13、17番地を除く）

宝塚市高齢者・^がい^がい者権利擁護支援センター

認知症や知的^がい^がい、精神^がい^がい障碍などにより、判断能力が十分でない方の成年後見制度利用のための支援等権利擁護に関する相談を行います。

【連絡先】

弥生町2-2（宝塚せいれいの里 宝塚すみれ栄光園内）（電話 26-6828 FAX 26-6238）

宝塚市障害者虐待防止センター

障碍のある方への虐待を発見した方からの通報及び虐待を受けた障碍のある方からの届出を受理し、虐待の解消に向けて対応します。

【連絡先】 ※ 夜間の受理は宝塚市高齢者・^がい^がい者権利擁護支援センターのみ
委託相談支援事業所（63・64 ページ）、宝塚市高齢者・^がい^がい者権利擁護支援センター、
障碍福祉課（基幹相談支援センター）

^がい^がい 障碍を理由とする差別の相談窓口

障碍のある方、その家族または支援者及び事業者より、障碍を理由とする差別に関する相談や合理的配慮の提供に関する相談を行います。

【連絡先】

宝塚市高齢者・^がい^がい者権利擁護支援センター （電話 26-6828 FAX 26-6238）
障碍福祉課 （電話 77-2077 FAX 72-8086）

市立健康センター

健康診査、検診、健康教育、健康相談等を行っています。保健師、栄養士、歯科衛生士等が相談に応じます。

【連絡先】

小浜4-4-1（電話 86-0056 FAX 83-2421）

市立子ども発達支援センター

【所在地】

安倉中3-2-2

■ 在宅相談室

在宅の障碍のあるお子様、発達の気になるお子様等が、安心して生活ができるよう、発達支援・生活支援をしていきます。

【主な事業内容】

障害児等療育支援事業（訪問療育等指導事業、施設支援一般指導事業）

【連絡先】

電話 86-7284 FAX 86-7285

■ 子ども発達支援センター（福祉型児童発達支援センター）

すみれクラス

手足や体幹の機能に^がい障害のある就学前の児童を対象とし、療育を行います。

【連絡先】

電話 86-7130 FAX 86-7285

やまびこクラス

知的発達の遅れがある就学前の児童を対象とし、療育を行います。

【連絡先】

電話 86-7130 FAX 86-7285

あそびっこクラス

発達に遅れがあり、早期の療育が必要な児童を対象とし、発達の援助を行います。

【連絡先】

電話 86-7220 FAX 86-7285

■ 子ども発達支援センター保育所等訪問支援事業

園生活や学校生活の場において支援が必要な場合、専門的な知識を有する訪問支援員が訪問して支援を行います。

【連絡先】

電話 86-7284 FAX 86-7285

■ 子ども発達支援センター居宅訪問型児童発達支援事業

重度の^がい障害や人工呼吸器を装着しているなどの理由で外出が困難な児童を対象に、自宅に訪問して療育を行います。

【連絡先】

電話 86-7130 FAX 86-7285

■ 子ども発達支援センター障害児相談支援室

相談支援専門員が各種障害児通所サービス等の利用計画を作成します。

【連絡先】

電話 86-7661 FAX 86-7285

教育委員会事務局

■ 就学相談

^がい障害のあるお子様が、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するため適切な教育が受けられるよう、教育支援委員会を開催します。

【問い合わせ先】

学校教育課 （電話 77-2238 FAX 71-1891）

幼児教育センター（電話 77-2132 FAX 71-1891）

■ 教育相談

児童の家庭や学校で困ったことや気がかりなことについての相談に応じています。(プレイセラピーやカウンセリング等)

【 対 象 】

宝塚市在住の3歳から18歳以下の方とその保護者

【 時 間 】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分(土、日、祝日及び年末年始を除く。)

来所相談は予約制。電話相談は随時受付。

【問い合わせ先】

教育支援課(電話 87-1718 FAX 85-2282)

兵庫県身体障害者更生相談所

主として、18歳以上の身体障害^{がい}のある方を対象とし、医師、福祉司、心理判定員などが、専門的立場から医学的・心理的・職能的判定、補装具・更生医療適合判定、その他必要な相談指導を行います。

【 連 絡 先 】

神戸市西区曙町1070 (電話 078-927-2727 FAX 078-927-2745)

兵庫県知的障害者更生相談所

主として、18歳以上の知的障害^{がい}のある方を対象とし、医師、福祉司、心理判定員などが、専門的立場から医学的・心理的及び職能的判定その他必要な相談指導を行います。

【 連 絡 先 】

神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター3階

(電話 078-242-0737 FAX 078-242-0736)

兵庫県川西こども家庭センター

18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、医師、福祉司、心理判定員が、児童福祉法に基づく施設入所・診断・判定その他必要な相談・指導を行います。

【 連 絡 先 】

川西市火打1丁目12-16 キセラ川西プラザ3階 (電話 072-756-6633 FAX 072-756-6006)

ひょうご発達障害者支援センター クローバー宝塚ランチ

阪神北圏域(宝塚市、伊丹市、川西市、三田市、猪名川町)にお住まいの発達障害^{がい}(自閉症スペクトラム障害^{がい}、注意欠陥・多動性障害^{がい}、学習障害^{がい}等)のある方とそ^のご家族が安定して地域で生活できるよう、ご本人やご家族との相談、支援機関へのコンサルテーション、地域に向けての普及啓発・研修を行うセンターです。市内の支援機関との連携に基づいたサポートを行います。

【 相 談 】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(土、日、祝日及び年末年始を除く。)

【 連 絡 先 】

宝塚ランチ 伊子志3丁目12-43 希望の家コミュニティプラザ1階
(電話 71-4300 FAX 76-5811 メール clover-takarazuka@coast.ocn.ne.jp)

兵庫県宝塚健康福祉事務所（宝塚保健所）

精神障^{がい}碍のある方の医療等に関する相談、難病患者（児）の療養生活等に関する相談に応じます。

【 連 絡 先 】

東洋町2-5（電話 62-7307・7308 FAX 61-5188）

兵庫県精神保健福祉センター

心の悩みや精神的な病気、それに伴うくらし等に関する相談のほか、ひきこもり、依存症などの相談を行います。

【 所 在 地 】

神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2

【来 所 相 談】（あらかじめ、下記の予約電話番号でご予約ください。）

火曜日～土曜日（祝日及び年末年始を除く。） 午前8時45分～午後5時30分
（電話 078-252-4980 FAX 078-252-4981）

【電 話 相 談】

こころの健康電話相談専用ダイヤル 078-252-4987

火曜日～土曜日（祝日及び年末年始を除く。） 午前9時30分～午前11時30分、
午後1時～午後3時30分

兵庫県こころのケアセンター相談室

地域の関係機関やトラウマやPTSD等でお困りの方を対象に、専門相談を行っています。

また、診療所での治療を検討している方に、面接（インテーク面接）後、診察のご案内や情報提供等を行います。

【 所 在 地 】

神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2

【 相 談 】

火曜日～土曜日 午前9時～午後12時、午後1時～午後5時（日、祝日及び年末年始を除く。）
（電話 078-200-3010 FAX 078-200-3017） ※ 来所相談は予約制です。

兵庫県いのちと心のサポートダイヤル

こころの健康相談を中心とし、精神保健福祉士や臨床心理士等が相談に応じます。

【 相 談 】

毎日 午後6時～翌日の午前8時30分（土・日・祝日は24時間）
（電話 078-382-3566）

兵庫県医療的ケア児支援センター

県からの委託を受け、医療的ケア児等とそのご家族が、地域、ご自宅で安心して生活できるよう専門の職員が様々な相談をお受けする窓口です。

どこに相談すれば良いか分からない、医療的ケア児等やそのご家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応します。

【 対 象 】

医療的ケア児等とそのご家族

【開 設 日 時】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

(土、日、祝日及び年末年始を除く。)

【問い合わせ先】

加西市若井町字猪野 83-31 医療福祉センターきずな内

(電話 0790-44-2886 FAX 0790-44-2929 メール icare@medical-kizuna.net)

なお、来所相談を希望の場合は事前にご予約を取ってからお越しください。

宝塚市社会福祉協議会

地域の住民や、ボランティア、保健・福祉の関係団体などが集って、福祉のまちづくりを推進する民間団体（社会福祉法人）です。福祉に関するさまざまな相談に応じます。

【 連 絡 先 】

安倉西 2-1-1 (総合福祉センター内)

(電話 86-5000 FAX 86-5069 メール shakyo@nifty.com)

宝塚ボランティアプラザ zukavo

あらゆる人や組織が活動するために必要な環境（場所・機会・情報など）を整え、主体的な活動（ボランティア活動）を応援します。

※ 「ボランティア活動センター」から名称を変更しています。(令和4年7月1日～)

【 連 絡 先 】

売布東の町 12-7 (ぷらざこむ1内)

(電話 86-5001 FAX 83-2425 メール avolun@nifty.com)

ひょうご盲ろう者支援センター

目と耳に重複の^が障^{がい}碍をもつ盲ろう者の生活をサポートします。

盲ろう者向け通訳・介助員の派遣、養成・研修

【 連 絡 先 】

神戸市兵庫区水木通 2-1-9 中山記念会館 301 (電話/FAX 078-579-7600)

障害者ほっとライン

常設の総合相談窓口で、身体障害^{がいの}のある方やそのご家族の相談に応じています。

【開 設 日 時】

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分（祝日及び年末年始を除く。）

【連 絡 先】

公益財団法人 兵庫県身体障害者福祉協会

障害者ほっとライン

（電話 078-230-9545 FAX 078-230-9553 メール shogaishall10@hyoshinkyo.jp）

地域包括支援センター

高齢者やその家族の方からの在宅介護等に関する相談に応じ、各種の保健福祉サービスの連絡調整を行います。

【問い合わせ先】

高齢福祉課（電話 77-0505 FAX 71-1355）

【窓 口】

名 称	住 所	電 話	F A X
小林地域包括支援センター	光明町 10-24	74-3863	74-3922
逆瀬川地域包括支援センター	中州 1-9-16	76-2830	77-3461
御殿山地域包括支援センター	御殿山 2-31-17	83-1336	83-1337
小浜地域包括支援センター	小浜 4-5-6	86-3707	83-1123
長尾地域包括支援センター	山本東 2-8-20	80-2941	80-4110
花屋敷地域包括支援センター	切畑字長尾山 5-321	072-740-3555	072-740-5087
西谷地域包括支援センター	大原野字南穴虫 1-253	83-5080	91-1300

身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員

行政から委嘱された民間の協力者です。身体障害^{がいの}、知的障害^{がいの}、精神障害^{がいの}のある方からの相談に応じ、必要な援助を行っていますので、お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】

障害福祉課（電話 77-2077 FAX 72-8086）

民生委員・児童委員

民生委員は児童委員を兼ねており、厚生労働大臣より委嘱された「地域における相談・支援のボランティア」です。障害^{がいの}のある方、児童、高齢者などに関する相談がありましたら、お気軽にご連絡ください。

【問い合わせ先】

地域福祉課（電話 77-2076 FAX 71-1355）

宝塚市民生委員・児童委員連合会事務局（宝塚市社会福祉協議会内）（電話 86-5003）

宝塚市内にある^{がい}障害者等の団体

名 称		代表者	連絡先
宝塚障害福祉市民懇談会（宝障懇）		島田 康治	安倉西2丁目1番1号 電話 86-5000（宝塚市社会福祉協議会内）
宝塚市障害者（児）団体連絡協議会（宝障連）		井上 聖	安倉西2丁目1番1号 電話・FAX 81-0230 （宝塚市社会福祉協議会内）
宝障連構成団体	（一社）宝塚市手をつなぐ育成会（知的障害者保護者の会）	今北 さゆり	旭町3丁目1番8号 パレフルール101 電話 86-9883 FAX 86-9299
	宝塚市肢体不自由児者父母の会	赤松 弘治	中筋 電話 090-2280-2629
	宝塚家族会（精神障害者家族の会）	梅田 幸子	中野町20-10 電話・FAX 72-8739（ふらっと内）
	宝塚市身体障害者福祉団体連合会（身障連）	志方 龍	安倉西2丁目1番1号 電話・FAX 81-0230 （宝塚市社会福祉協議会内）
身障連構成団体	宝塚肢体障害者協会	井上 聖	電話・FAX 88-5954
	宝塚視力障害者協会	田中 峻治	電話 0798-52-1114
	宝塚ろうあ協会	加藤 めぐみ	FAX 専用 0798-55-2786
	宝塚中途難聴者の会	加藤 友明	電話・FAX 81-0230 （宝塚市社会福祉協議会内）
	宝塚腎友会	青砥 厚二	電話・FAX 75-5184
	宝塚リハビリ友の会	北谷 和夫	電話 73-3831
	宝塚心臓障害者の会	野村 毅	電話・FAX 89-2860
	宝塚脳卒中友の会	吉田 正人	電話 0798-55-6400

- ・^{がい}障害者団体は、団体によって活動内容が異なりますが、^{がい}障害のある方やその家族の交流、イベントの開催、機関紙の発行など、福祉の増進のための活動を行っています。
- ・宝塚障害福祉市民懇談会（宝障懇）は、ボランティアと^{がい}障害のある方を会員とし、広く^{がい}障害のある方を理解するために、社会への啓発と支援に取り組む団体です。
- ・各団体では、一緒に活動される会員を募集しています。詳細は、各団体にお問い合わせください。

がい
障害者（児）福祉ハンドブック

令和 7 年(2025年) 4 月発行

がい
宝塚市健康福祉部障害福祉課

〒665-8665

宝塚市東洋町 1 番 1 号

電 話 0797-77-2077

0797-77-9110

F A X 0797-72-8086

m-takarazuka0046@city.takarazuka.lg.jp

MEMO